

大蔵村

地域福祉計画



令和4年3月
山形県大蔵村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉とは	2
2. 地域福祉計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 大蔵村の現状と課題	7
1. 統計や調査からみる大蔵村の現状	8
2. 地域福祉に関するアンケート調査結果(概要)	14
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 地域福祉の課題と方向	26
2. 基本理念	32
3. 施策の体系(基本理念・基本目標・基本方針)	33
第4章 施策の展開	35
基本目標1 地域での支え合いの推進	36
基本目標2 誰にでもやさしい地域づくりの推進	42
基本目標3 包括的な相談・支援の体制づくり	60
第5章 計画の推進に向けて	71
1. 計画の普及啓発	72
2. 協働による計画の推進	72
3. 地域福祉の推進体制	72
4. 計画の進行管理・評価	73
資 料 編	74

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは

高齢者や障がいのある人、子育て家庭、さまざまな事情から生きづらさを感じている人など、すべての村民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、家族や友人・知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「地域福祉」です。

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

地域の村民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現し、地域福祉を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

そのためには、村民自身が「地域」に対して関心を持つことや、地域の中における家族や友人、近所の人による助け合い、福祉事業者、社会福祉協議会と行政が取り組む各制度によるサービスの提供など、村民と行政がそれぞれの長をを活かしながら協働することが重要となっています。

2. 地域福祉計画策定の背景

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進行しています。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

さらに、今後は「現役世代の急減」という局面を迎えることとなり、社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

一方で、平均寿命・健康寿命が延伸し、人生100年時代が到来するともいわれています。元気な高齢者が地域の担い手として活躍することが期待され、そのしくみづくりが求められています。

(2) 生活上の課題の複雑化・複合化

近年では、高齢の親が、外部との接触がほとんどなく収入も少ない中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など、単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、「縦割り」といわれる公的支援を世帯の課題としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。

(3)人と人とのつながりの希薄化

暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。生活に困難を抱えながら誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

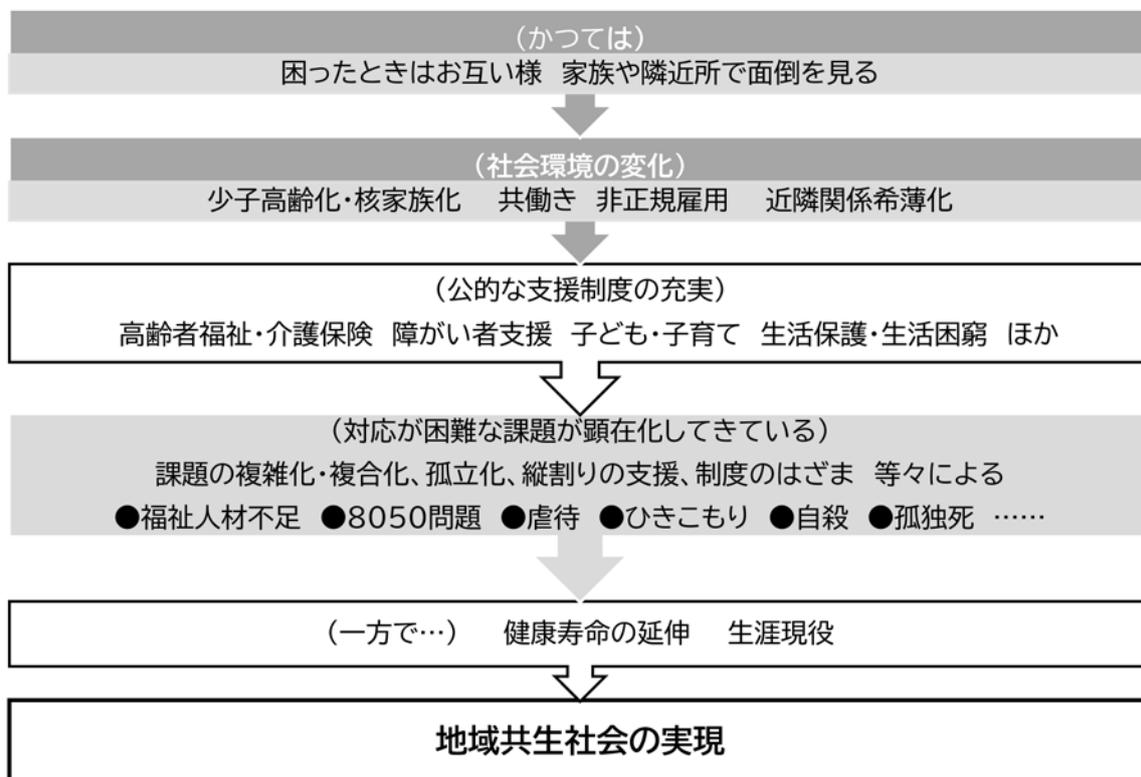
地域社会の中で誰もが孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

(4)新型コロナウイルス感染拡大の影響と新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命を脅かすのみならず、感染拡大防止に向けた外出自粛により、経済活動が縮小し、雇用や所得に大きな影響を及ぼすとともに、交流機会も制限され、心身の健康やコミュニティの在り方にも変化をもたらしています。

こうした新たな課題に対し、新しい生活様式に対応した地域福祉の推進方法を模索していかねばなりません。

地域福祉推進の背景のイメージ



3. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

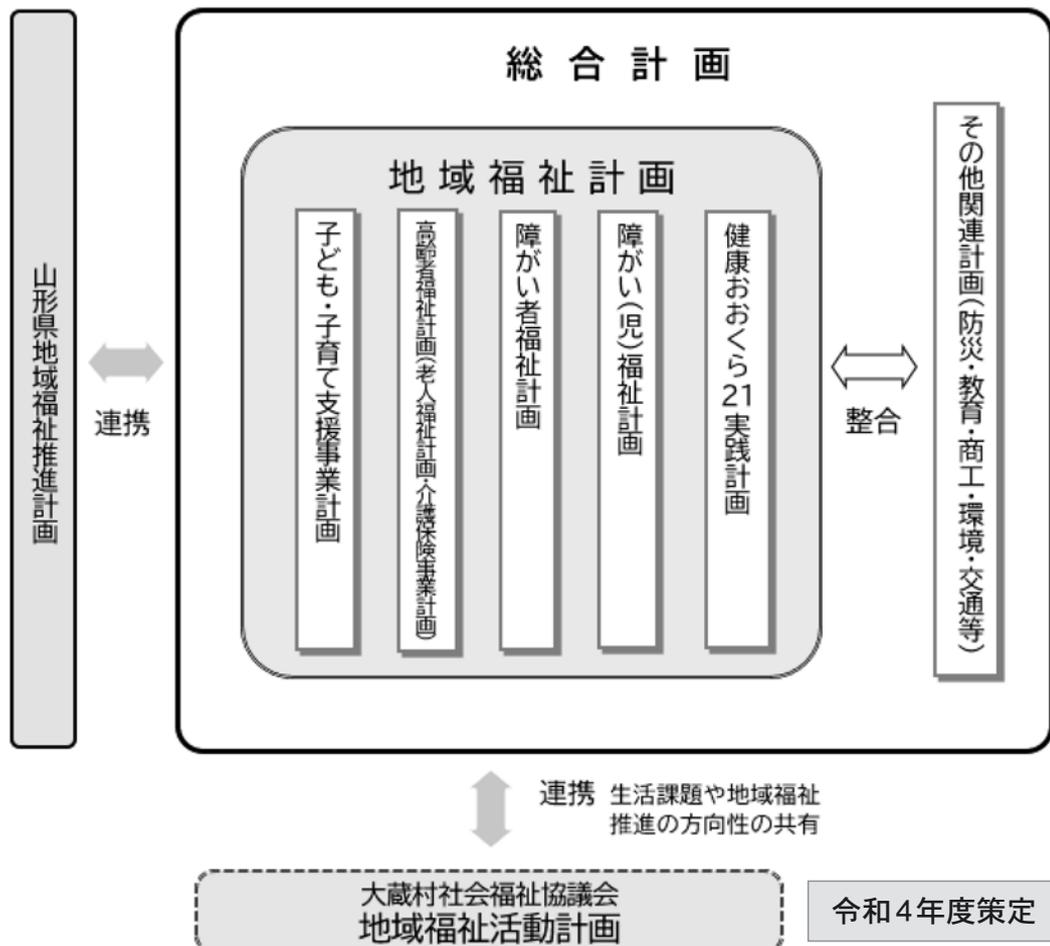
大蔵村地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられ、大蔵村総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

本計画は、分野別の福祉計画を内包する計画として位置付け、地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、村民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして策定するものです。

(2) 他の計画との関係

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持ちます。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、その計画を踏まえて今後策定に取り組む大蔵村社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」は、互いに連携及び補完しあい、村民が主体となって大蔵村の地域福祉を推進して行きます。



4. 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度として、令和8年度までの5年間で計画期間とします。

年次（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合計画	第4次								
本計画		地域福祉計画					次期		
高齢者福祉計画 （老人福祉計画・ 介護保険事業計画）	第8期			第9期			第10期		
障がい者福祉計画	第4期				第5期				
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期				第3期				
健康おおくら21 実践計画	第2次						第3次		

5. 計画の策定体制

この計画は、策定の段階から村民参加によって計画づくりを行いました。

（1）村民アンケート調査の実施

地域福祉に関する実態を踏まえ、村民のニーズを的確に把握し、意見を反映させる必要があるため、令和3年7月20日から8月12日までの間、村民アンケート調査を実施しました。

（2）計画の策定体制

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、保健・医療・福祉に携わる村民代表、関係行政機関等で構成する策定委員会を開催し、今後展開する施策についての協議・検討を行いながら策定しました。

（3）パブリックコメントの実施

計画素案に対して、村民から幅広い意見を反映させるため、令和3年12月13日から12月17日までの間、パブリックコメントを実施しました。

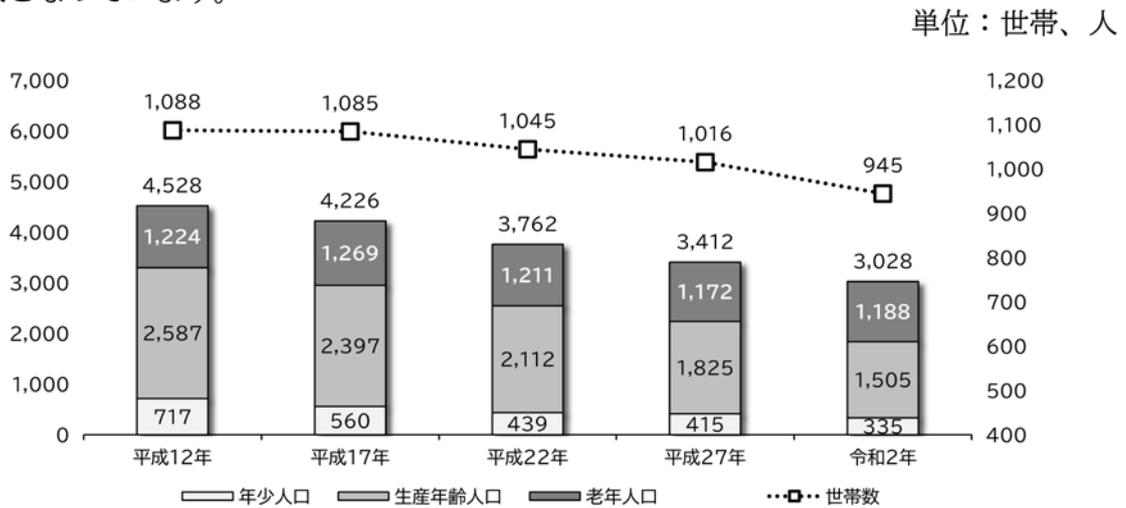
第2章 大蔵村の現状と課題

1. 統計や調査からみる大蔵村の現状



(1)人口と世帯数

本村の人口は、令和2年に3,028人となり、平成12年からの推移をみると、減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）はほぼ同水準で推移しています。高齢化率は、令和2年に39.2%と高い割合になっています。世帯数は、令和2年に945世帯となり、減少傾向になっています。1世帯当たりの人数も減少傾向にあり、令和2年には3.20人となっています。



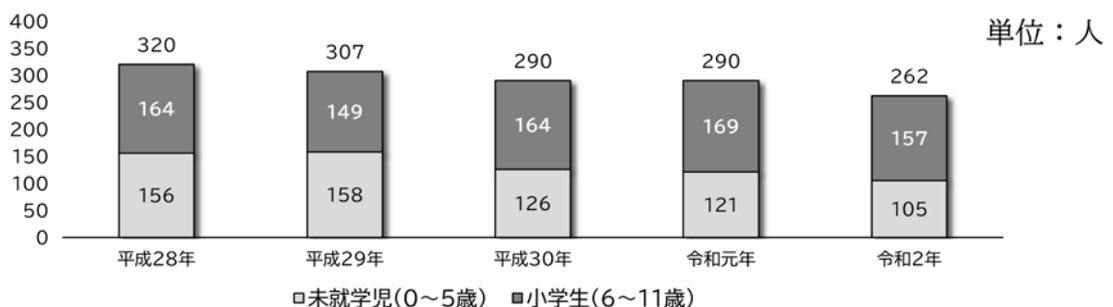
(国勢調査)



(2)子ども・子育てをめぐる状況

①児童数の推移

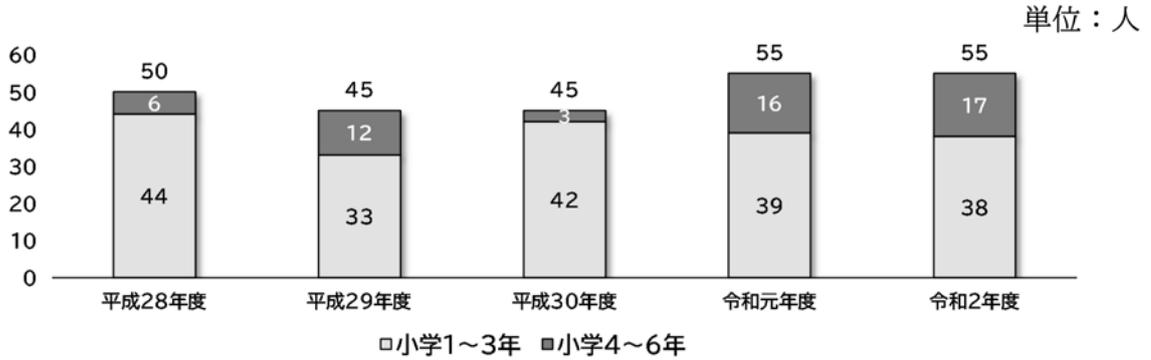
未就学児(0～5歳)、小学生(6～11歳)ともに、減少傾向が続いています。



(住民基本台帳、各年4月1日)

②放課後児童クラブ登録者数

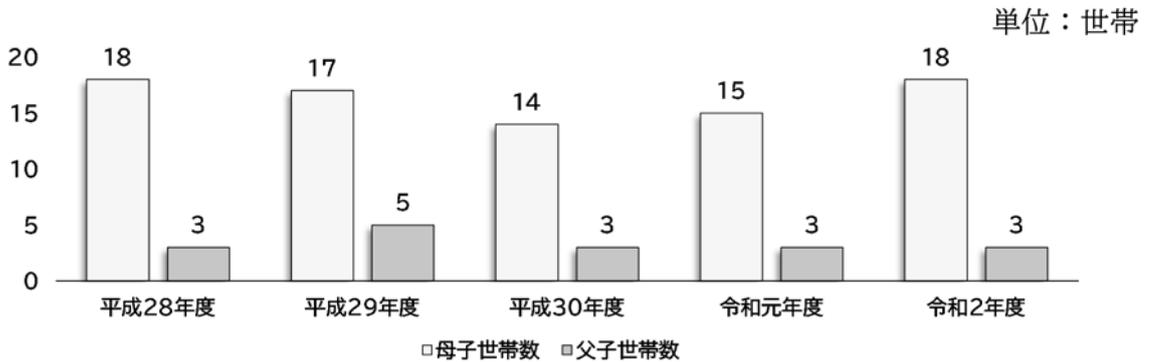
放課後児童クラブ登録者数については、令和2年度より利用対象を拡大し、小学校5～6年生の利用ができるようになりました。



(健康福祉課調べ)

③母子・父子世帯の状況

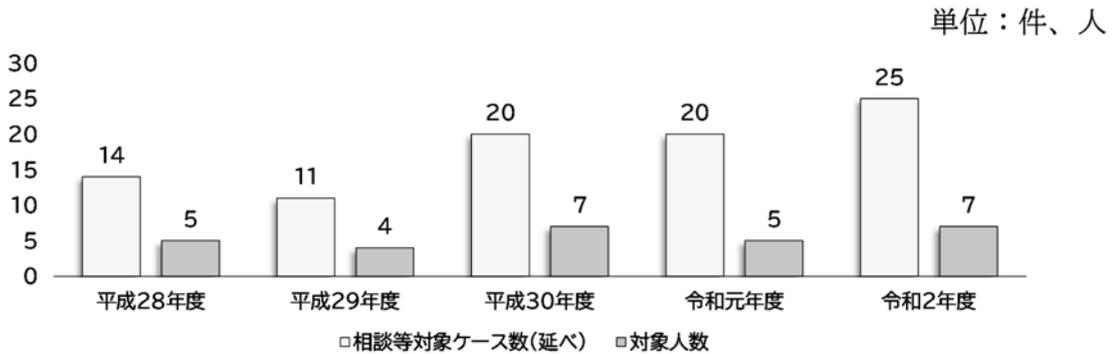
母子世帯数については、平成30年度まで少し減少していましたが、令和2年度には以前の水準に戻っています。父子世帯については、ほぼ同様の水準で推移しています。



(健康福祉課調べ)

④要保護児童対策

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、村が設置する協議会で取り扱った相談等対象ケース(延べ)については、増加傾向となっています。一方、対象人数は、ほぼ同様の水準で推移しています。



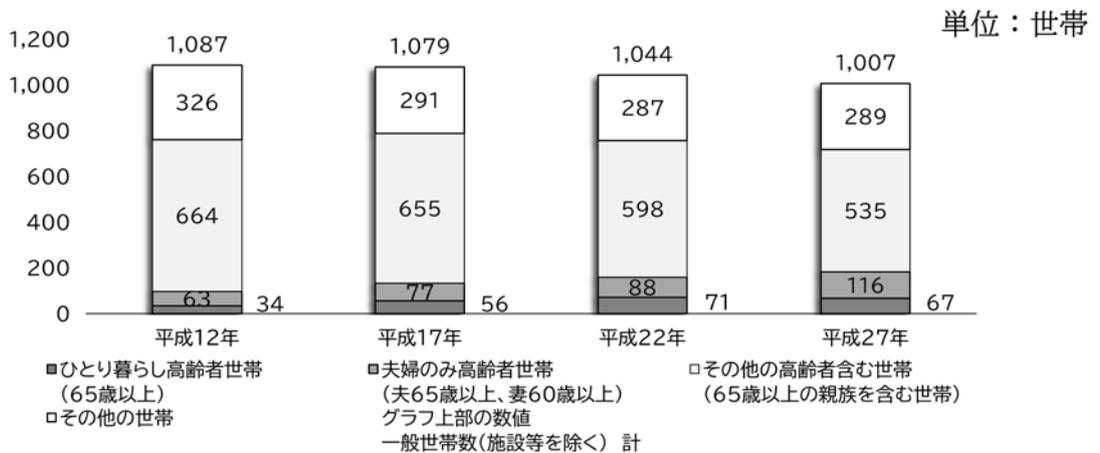
(健康福祉課調べ)



(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の状況

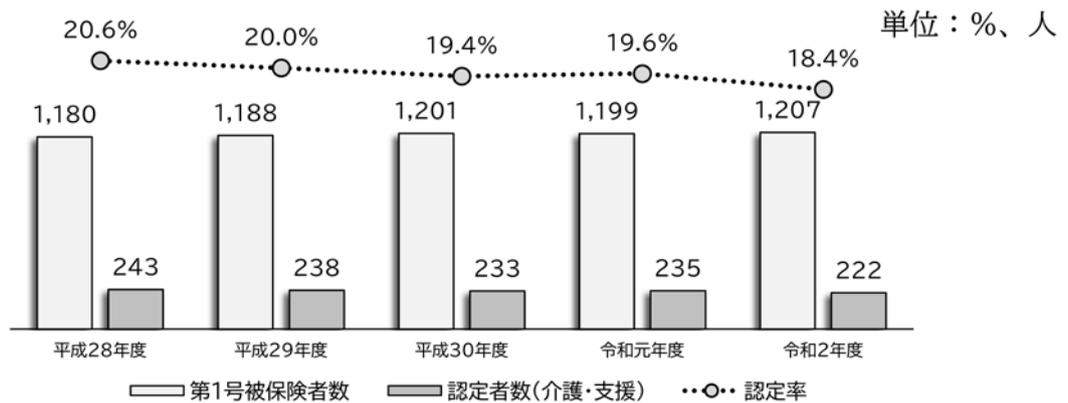
全体の世帯数としては緩やかに減少していますが、ひとり暮らし高齢者世帯(65歳以上)及び夫婦のみ高齢者世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)が増加しています。



(国勢調査)

② 要介護・要支援認定率

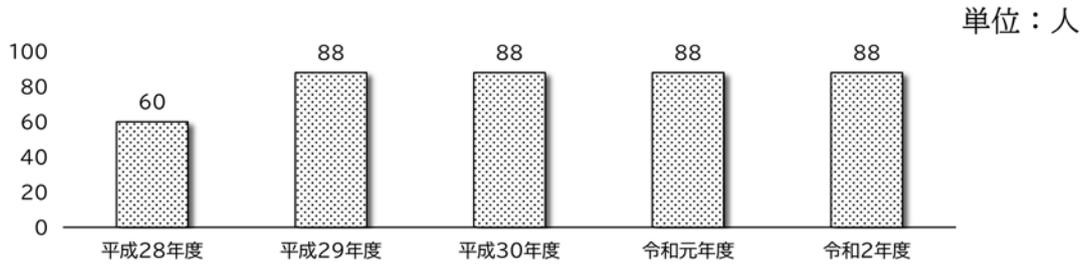
第1号被保険者数はほぼ同水準で推移していますが、要介護・要支援認定率は緩やかに減少しています。



(健康福祉課調べ)

③認知症サポーター

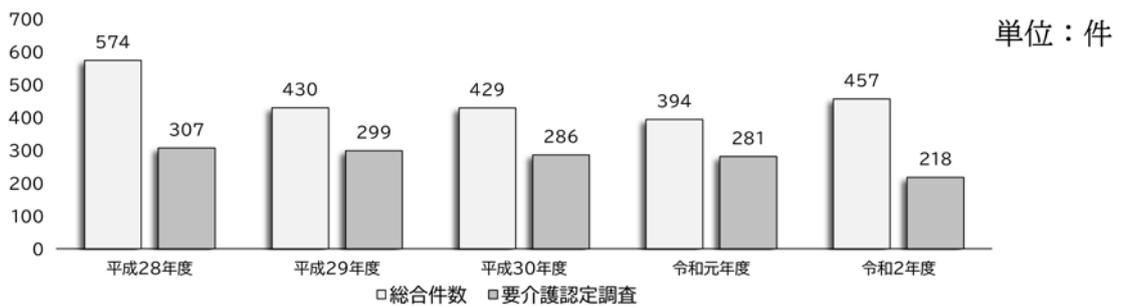
認知症サポーターとは、「認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人」で、現在 88 人となっています。



(健康福祉課調べ)

④地域包括支援センター

地域包括支援センターへの相談件数については、このところ減少傾向が続いていましたが令和2年度には増加に転じました。要介護認定調査については減少傾向にあります。

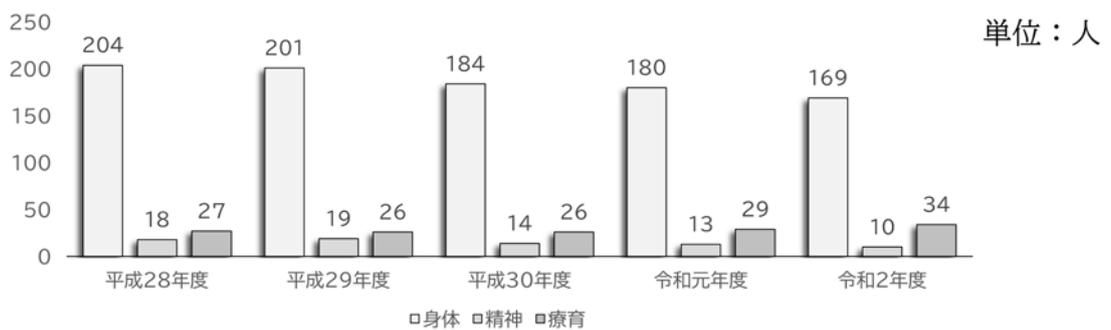


(健康福祉課調べ)



(4)障がい者の状況

障がい者手帳の所持者の状況については、「身体」については減少傾向、「精神」及び「療育」については、ほぼ同様の水準で推移しています。

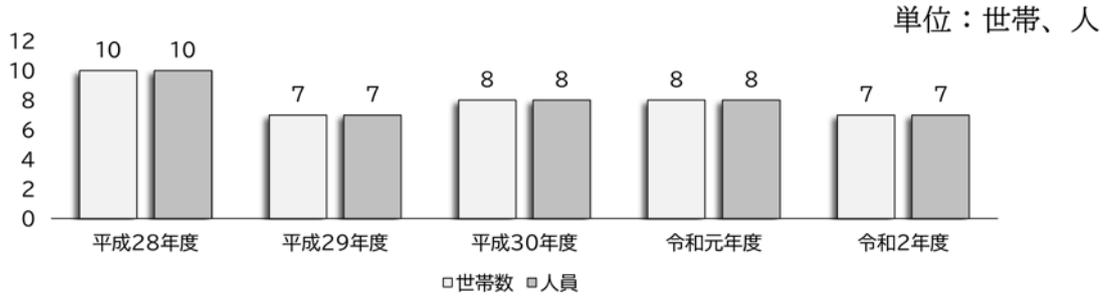


(健康福祉課調べ)

(5)生活保護等

①生活保護

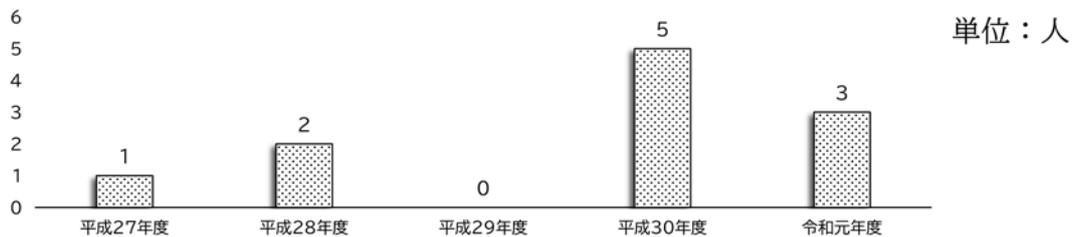
生活保護世帯、世帯人員についてはこのところほぼ同水準で推移しています。



(健康福祉課調べ)

②生活困窮者自立支援

平成27年度から生活に困窮している人が自立した生活を送れるように行政が中心となって支援する制度がスタートしました。相談機関である生活自立支援センターへの相談は、各年度5人以下となっています

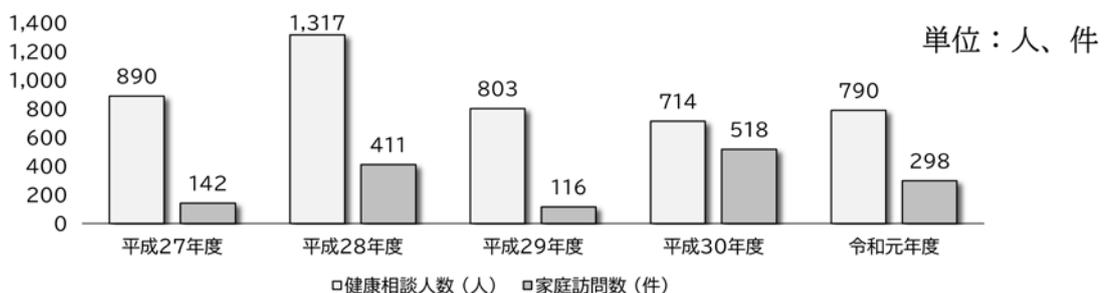


(健康福祉課調べ)



(6)健康増進事業

健康相談人数については、平成29年度以降ほぼ同水準で推移しています。家庭訪問件数は、年度によって増減が変化しています。



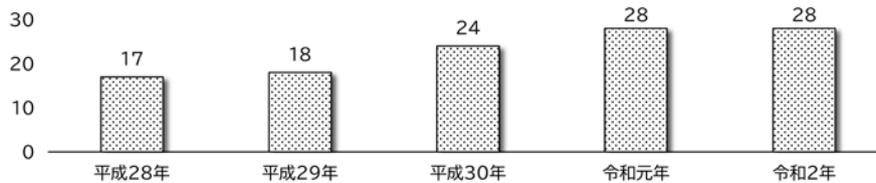
(健康福祉課調べ)



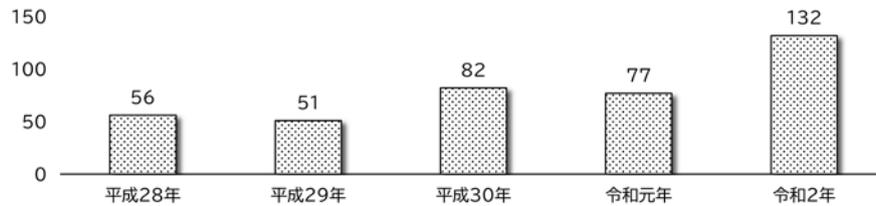
(7) ボランティアの状況

ボランティア団体、ボランティアについては、年々増えつつあります。
 令和2年については、7月豪雨災害による災害ボランティアセンター設置のため例年よりボランティア活動保険加入者が多くなっています。
 (社会福祉協議会調べ)

① ボランティア団体数



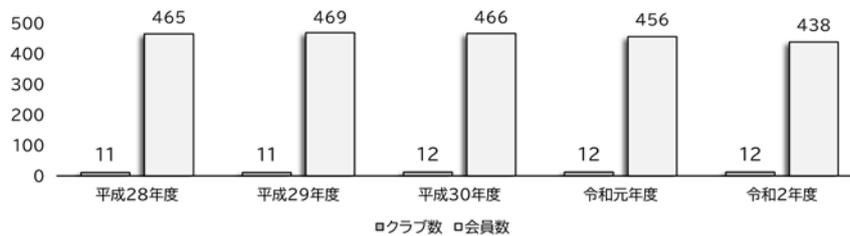
② ボランティア活動保険加入者



(8) 老人クラブ・ふれあいサロン

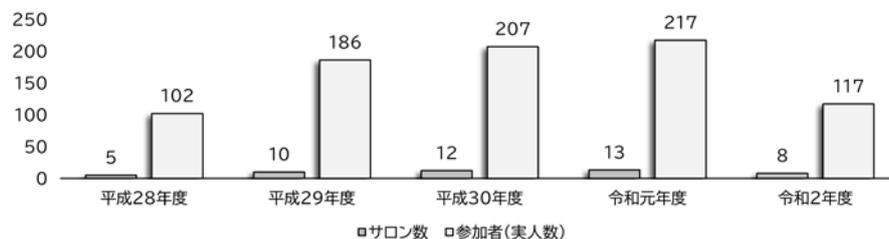
① 老人クラブ

老人クラブについては、クラブ数は同水準ですが、会員数は減少傾向になっています。



② ふれあいサロン

ふれあいサロンの数、参加者数は、令和2年度は感染症の影響もあり減少しています。



2. 地域福祉に関するアンケート調査結果(概要)

(1)調査の目的

地域福祉とは、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域住民と関係団体、行政が協力して、地域での支え合いや福祉課題の解決に取り組むという福祉施策です。このアンケート調査は、村民の率直な考えや意見を聞き、地域福祉計画策定基礎資料とするため実施したものです。

(2)調査の設計

- ① 調査区域：大蔵村全域
- ② 調査対象者：大蔵村全世帯
- ③ 調査対象者数：967人
- ④ 調査方法：郵送調査方法（配布・回収）
- ⑤ 調査期間：郵送調査期間 令和3年7月20日～8月12日

(3)回収結果

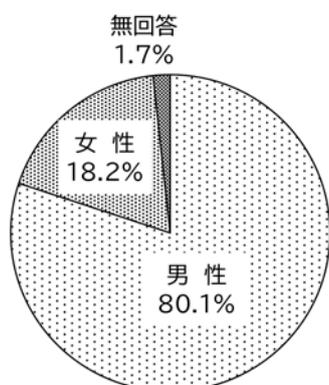
- ① 回答数（率）：回収数 523件（54.1%）
- ② 無効数：1件
- ③ 有効数（率）：回収数 522件（54.0%）

◆回答者の属性など（グラフ中の「N」とは調査数のことである。以下同じ）

①性別・年齢

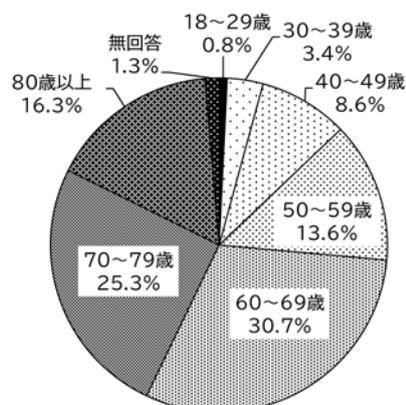
○ 性別を教えてください。(1つに○)

○ 年齢を教えてください。(1つに○)



N=522

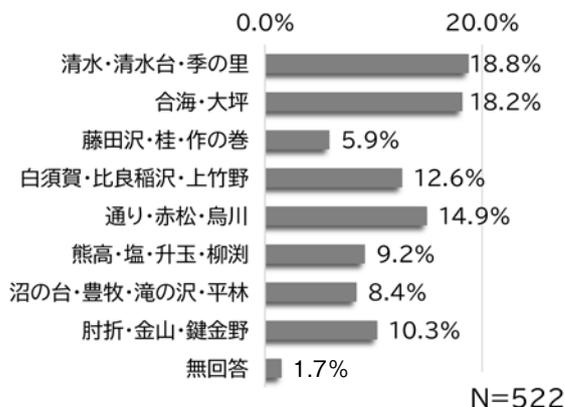
性別は、「男性」が80.1%、「女性」が18.2%となっています。



年齢は、「60歳～69歳」が30.7%、「70歳～79歳」が25.3%、「80歳以上」が16.3%、「50歳～59歳」が13.6%となっています。

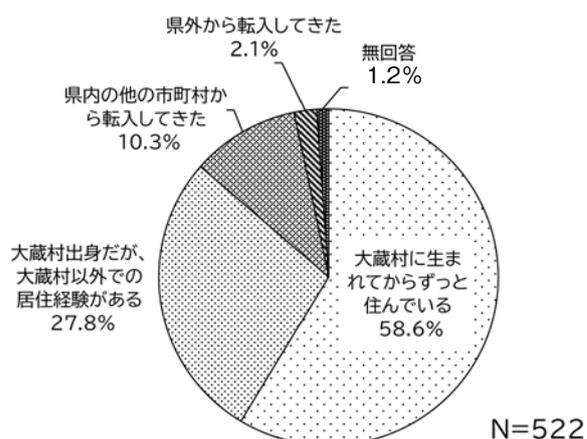
②居住状況

○ お住まいの地区を教えてください。(1つに○)



居住の地区は、「清水・清水台・季の里」が18.8%、「合海・大坪」が18.2%、「通り・赤松・烏川」が14.9%、「白須賀・比良稲沢・上竹野」が12.6%となっています。

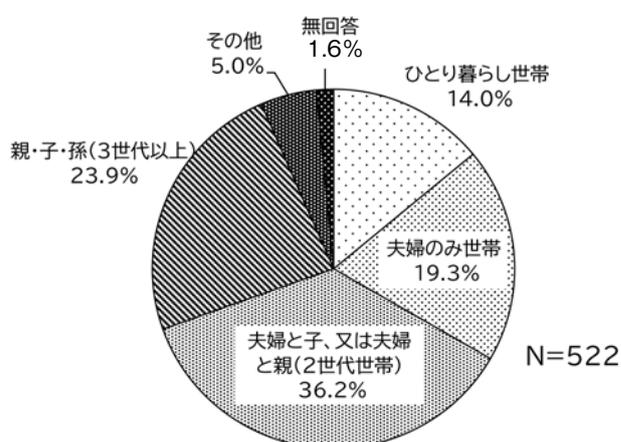
○ 居住歴を教えてください。(1つに○)



居住歴は、「大蔵村に生まれてからずっと住んでいる」が58.6%、「大蔵村出身だが、大蔵村以外での居住経験がある」が27.8%、「県内の他の市町村から転入してきた」が10.3%となっています。

③家族構成

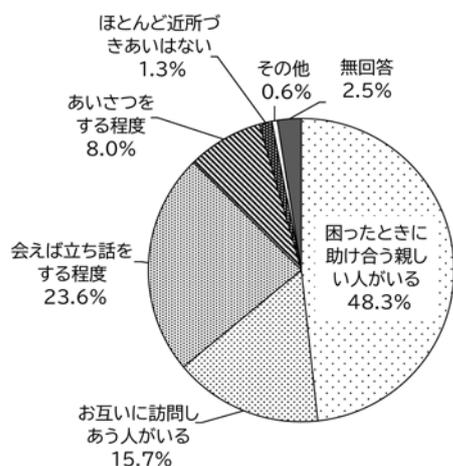
○ 家族構成を教えてください。(1つに○)



家族構成は、「夫婦と子、又は夫婦と親(2世代世帯)」が36.2%、「親・子・孫(3世代以上)」が23.9%、「夫婦のみ世帯」が19.3%となっています。

◆ご近所づきあいや地域活動などについて

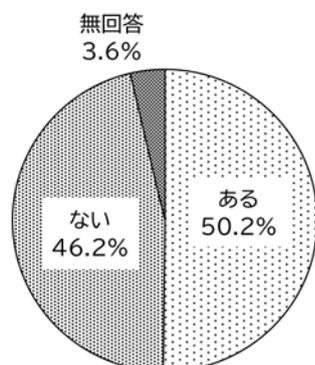
(1) あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。(1つに○)



N=522

地域での付き合い方は、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が48.3%で最も割合が高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が23.6%、「お互いに訪問しあう人がいる」が15.7%、「あいさつをする程度」が8.0%の順となっています。

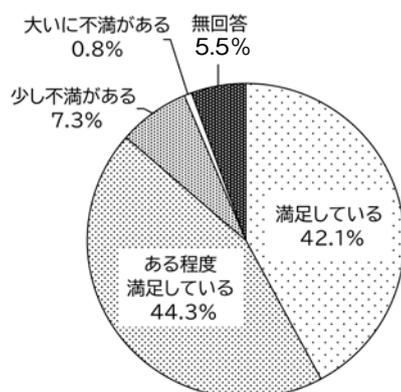
(2) ご近所の人から、何かを頼まれたり、お手伝いしたりすることがありますか。(1つに○)



N=522

近所の方からの頼まれごとや手伝いの有無は、「ある」が50.2%、「ない」が46.2%となっています。

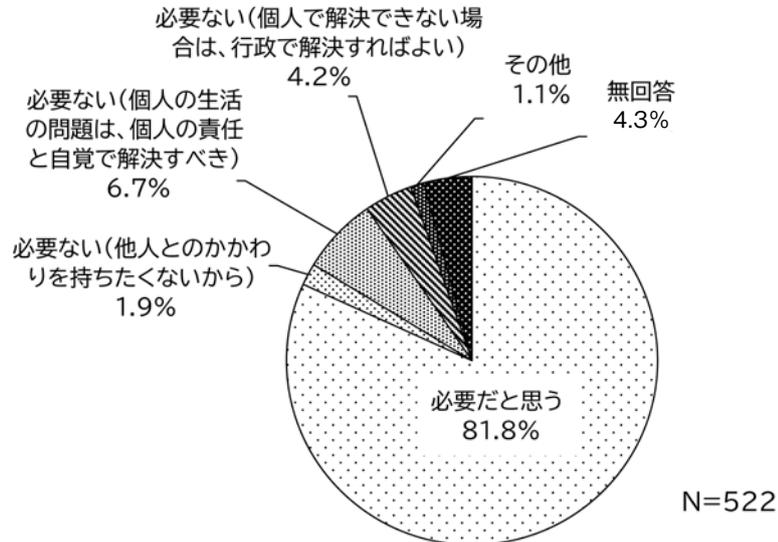
(3) あなたは、現在のご近所づきあいに満足していますか。(1つに○)



N=522

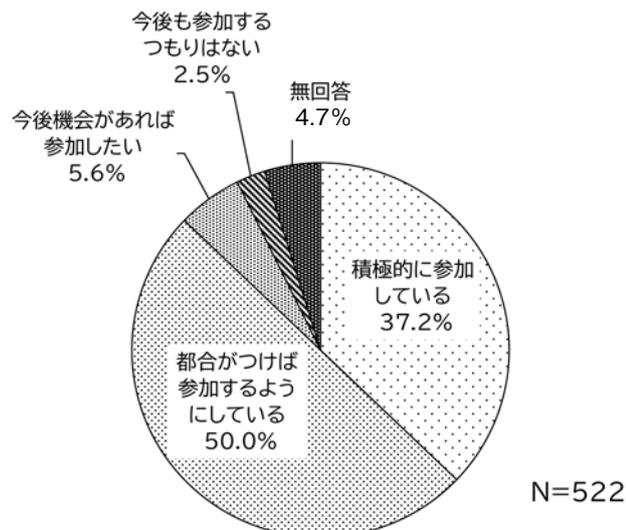
近所づきあいの満足度は、「満足している」(42.1%)と「ある程度満足している」(44.3%)を合わせた『満足している』が86.4%で、「大いに不満がある」(0.8%)と「少し不満がある」(7.3%)を合わせた『不満がある』が8.1%で1割に満たないという結果でした。

(4) 「地域」の中で起きる問題に対して、住民相互の自主的な助け合いの関係(協力関係)が必要だと思いますか。(1つに○)



住民相互の自主的な助け合いの関係については、「必要だと思う」が81.8%で最も割合が高く、8割を超えています。次いで「必要ない(個人の生活の問題は、個人の責任と自覚で解決すべき)」が6.7%、「必要ない(個人で解決できない場合は、行政で解決すればよい)」が4.2%の順となっています。

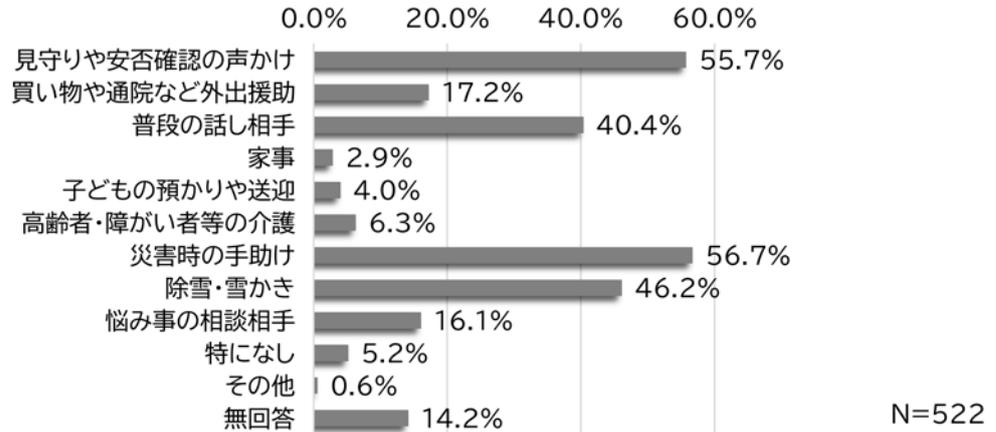
(5) お住いの地域で、地区の行事などの地域活動に参加していますか。(1つに○)



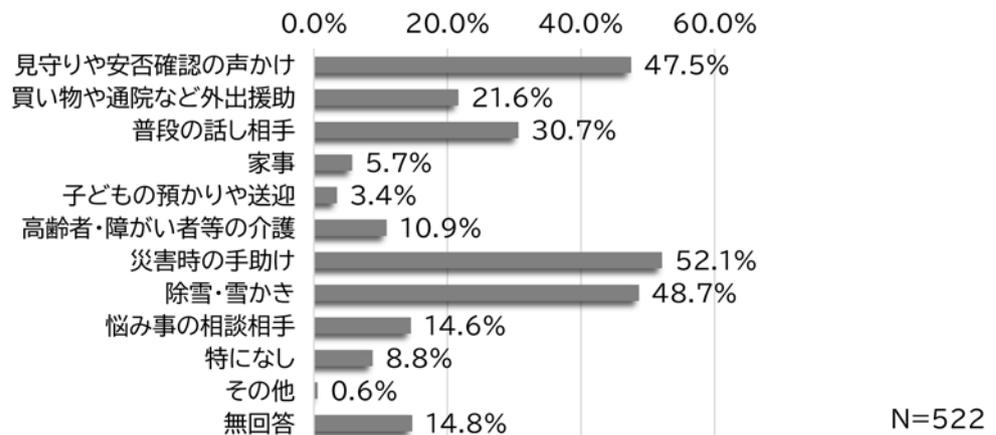
地域活動への参加状況は、「都合がつけば参加するようにしている」が50.0%で最も割合が高く、次いで「積極的に参加している」が37.2%、「今後機会があれば参加したい」が5.6%の順となっています。

(6) 隣近所に対して、手助けできること、手助けしてほしいこと。

①隣近所で、困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。(あてはまるものすべてに○)



②あなたやご家族が、日常生活が不自由になった時、地域の人にどのような手助けをしてほしいですか。(あてはまるものすべてに○)



隣近所にできる手助けは、「災害時の手助け」が56.7%で最も割合が高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」が55.7%、「除雪・雪かき」が46.2%となっています。

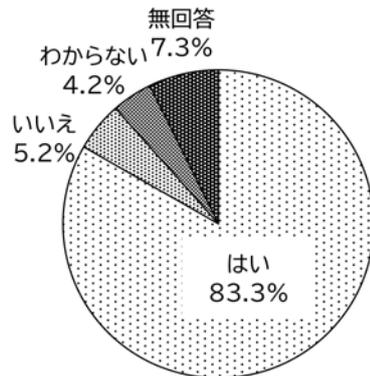
日常生活が不自由になったときにしてほしい地域の人からの手助けは、「災害時の手助け」が52.1%で最も割合が高く、次いで「除雪・雪かき」が48.7%、「見守りや安否確認の声かけ」が47.5%となっています。

隣近所に対して、手助けできること・手助けしてほしいことの双方ともに、上位3位までは同じ項目となりました。

◆災害時の対応について

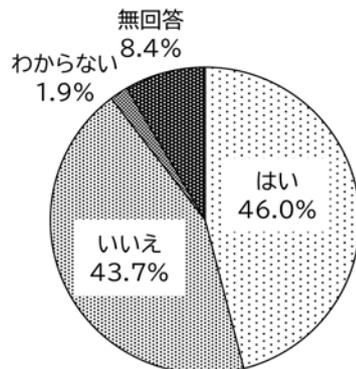
(1) あなたの防災に対する日頃からの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、あてはまるものはどれですか。(それぞれひとつだけ○)

①村の地震・洪水等の防災情報を確認していますか。



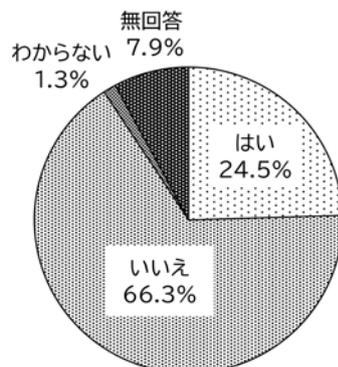
村の地震・洪水等の防災情報を確認しているかは、「はい」が83.3%、「いいえ」が5.2%、「わからない」が4.2%となっています。(「無回答」除く)

②救命講習(AED講習など)を受けたことがありますか。



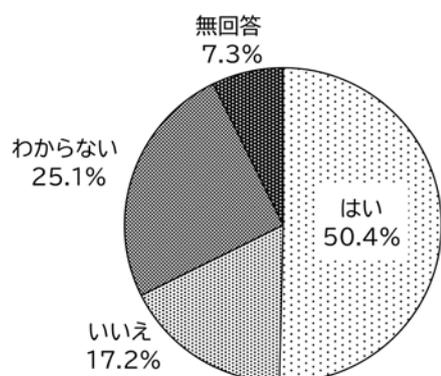
救命講習(AED講習など)を受けたことがあるかは、「はい」が46.0%、「いいえ」が43.7%、「わからない」が1.9%となっています。(「無回答」除く)

③あなたやご家族で、災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人はいますか。



災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人はいるかは、「いいえ」が66.3%、「はい」が24.5%、「わからない」が1.3%となっています。(「無回答」除く)

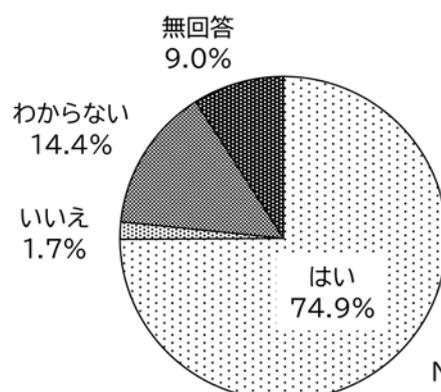
④あなたは、災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がい者(児)などの避難等の手助けができますか。



N=522

災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がい者(児)などの避難等の手助けができるかは、「はい」が50.4%、「わからない」が25.1%、「いいえ」が17.2%となっています。

(2) 自主防災組織(地区などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織)は全地域に組織されていますが、この組織は必要だと思えますか。(ひとつだけ○)

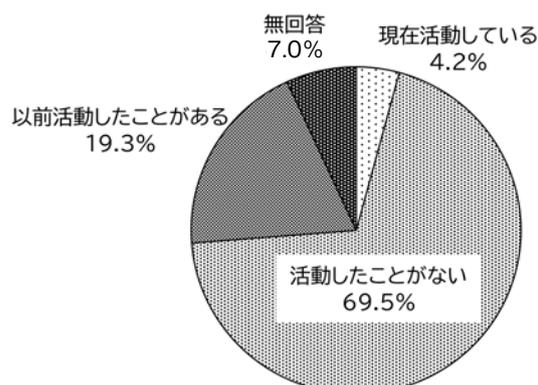


N=522

自主防災組織の必要性の有無は、「はい」が74.9%、「わからない」が14.4%、「いいえ」が1.7%となっています。(「無回答」除く)

◆福祉ボランティア・地域のたすけあい

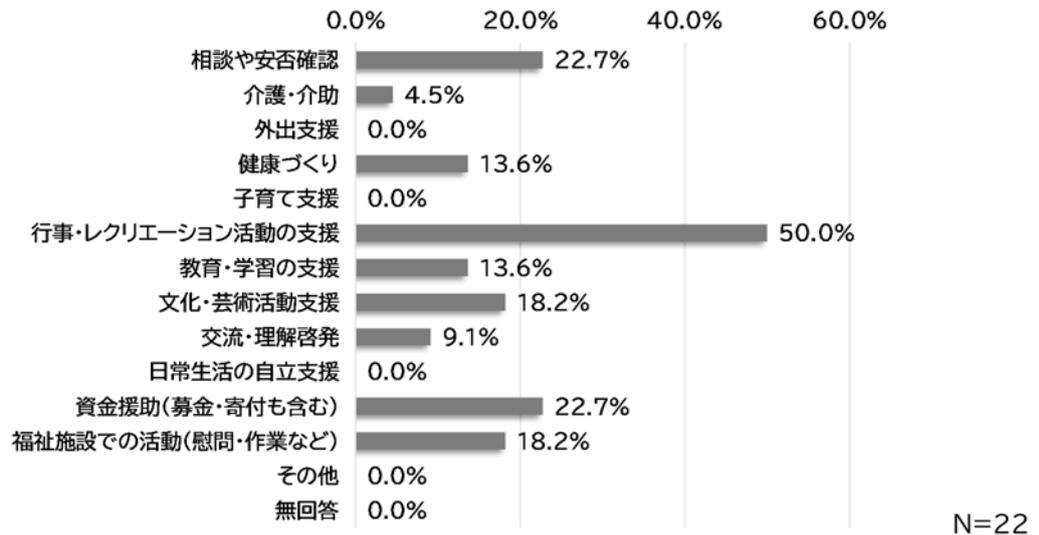
(1) 福祉ボランティア活動やたすけあい活動を行ったことがありますか。(1つに○)



N=522

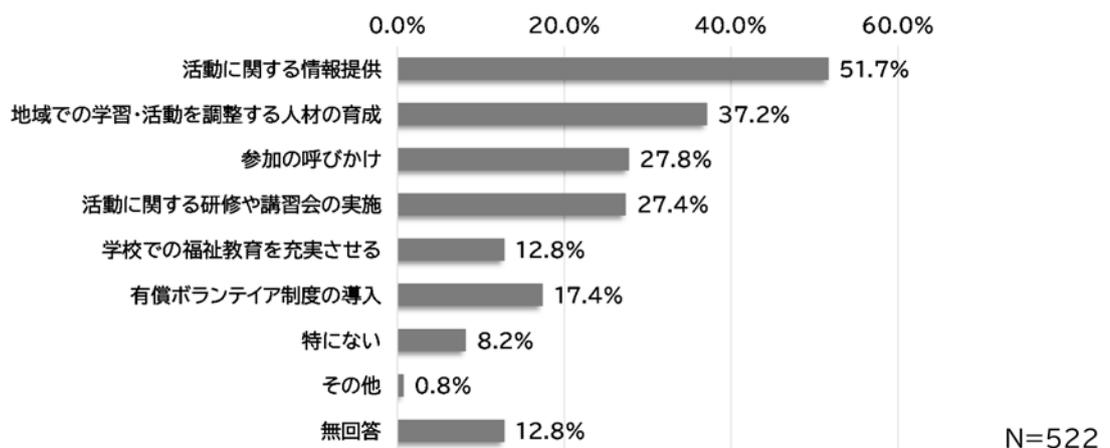
福祉ボランティア活動やたすけあい活動の有無は、「活動したことがない」が69.5%、「以前活動したことがある」が19.3%、「現在活動している」が4.2%となっています。(「無回答」除く)

(2) (前の設問で「現在活動している」との回答者)現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)



現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の内容は、「行事・レクリエーション活動の支援」が50.0%で最も割合が高く、次いで「相談や安否確認」、「資金援助(募金・寄付も含む)」が同率で22.7%、「文化・芸術活動支援」、「福祉施設での活動(慰問・作業など)」が同率で18.2%の順となっています。

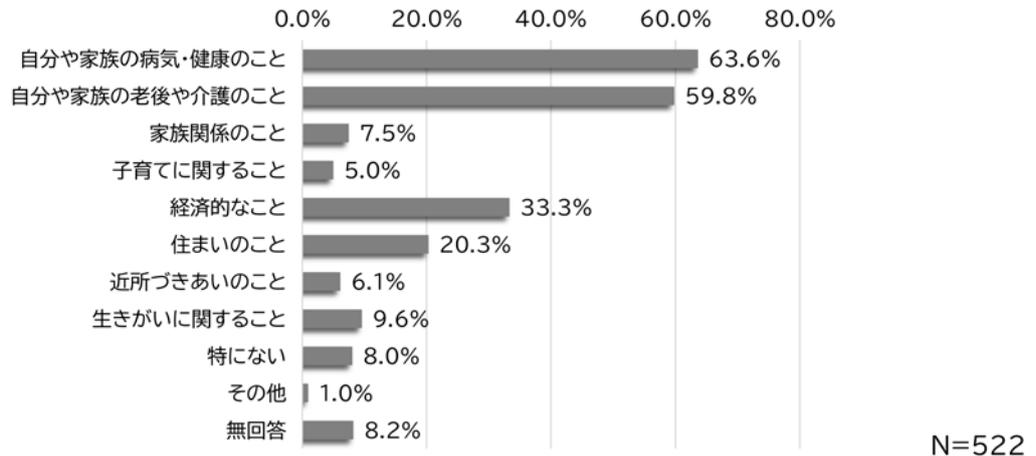
(3) 福祉ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが重要だと考えますか。(3つまでに○)



福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なことは、「活動に関する情報提供」が51.7%で最も割合が高く、次いで「地域での学習・活動を調整する人材の育成」が37.2%、「参加の呼びかけ」が27.8%、「活動に関する研修や講習会の実施」が27.4%の順となっています。

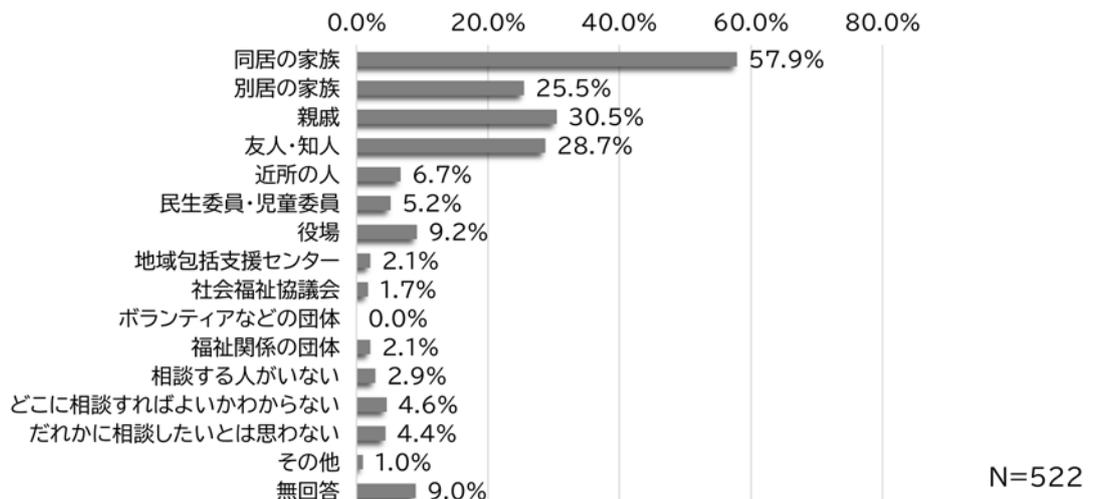
◆悩みの相談

- (1) あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに不安や悩みを感じていますか。(あてはまるものすべてに○)



毎日の暮らしの中で感じる不安や悩みは、「自分や家族の病気・健康のこと」が63.6%で最も割合が高く、次いで「自分や家族の老後や介護のこと」が59.8%、「経済的なこと」が33.3%、「住まいのこと」が20.3%の順となっています。

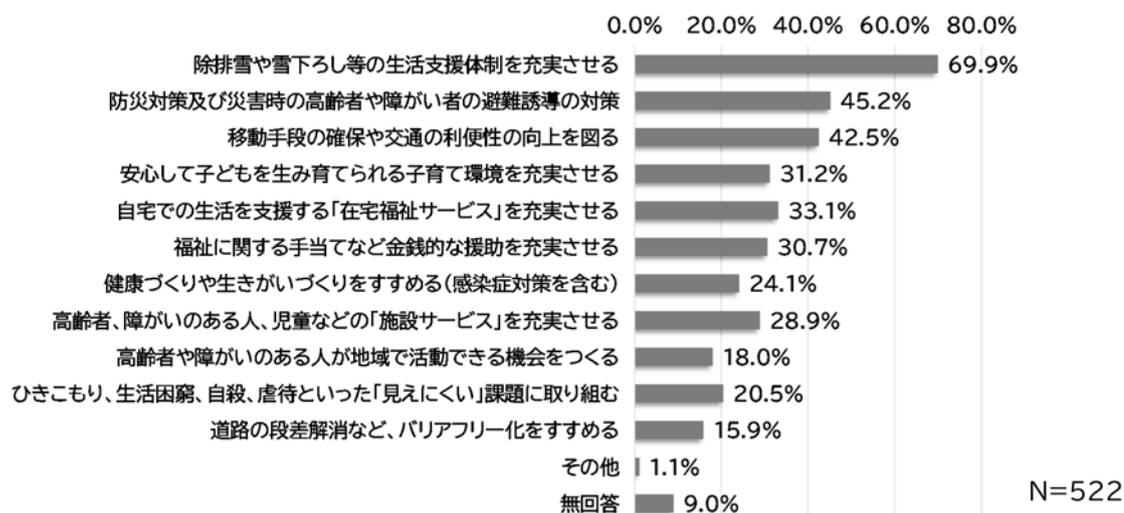
- (2) 生活上の問題で不安や悩みについてだれに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)



生活上の問題での不安や悩みを相談する相手は、「同居の家族」が57.9%で最も割合が高く、次いで「親戚」が30.5%、「友人・知人」が28.7%、「別居の家族」が25.5%の順となっています。

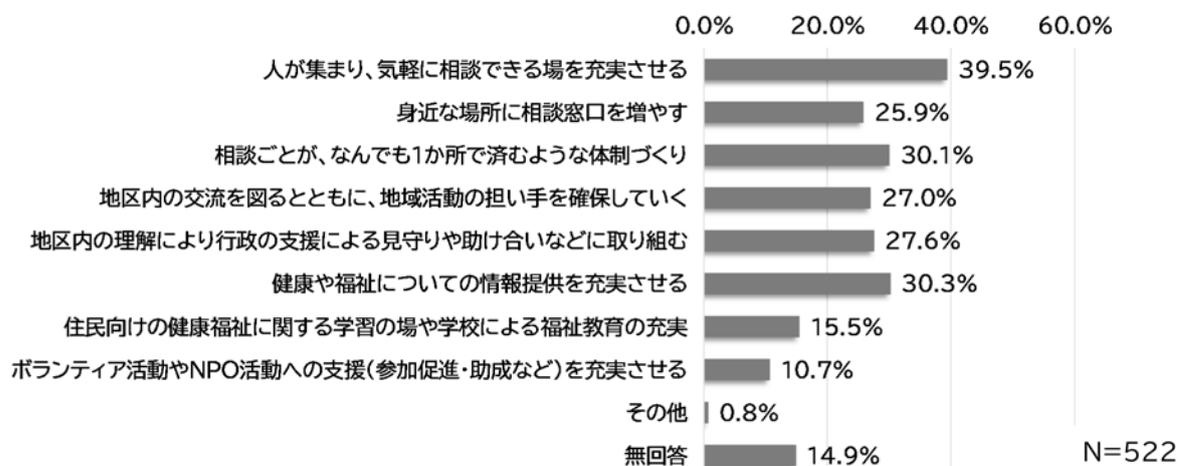
◆地域福祉を進めるための施策や取り組み

- (1) 大蔵村の地域福祉をより充実していくために、あなたが重要と考える施策はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



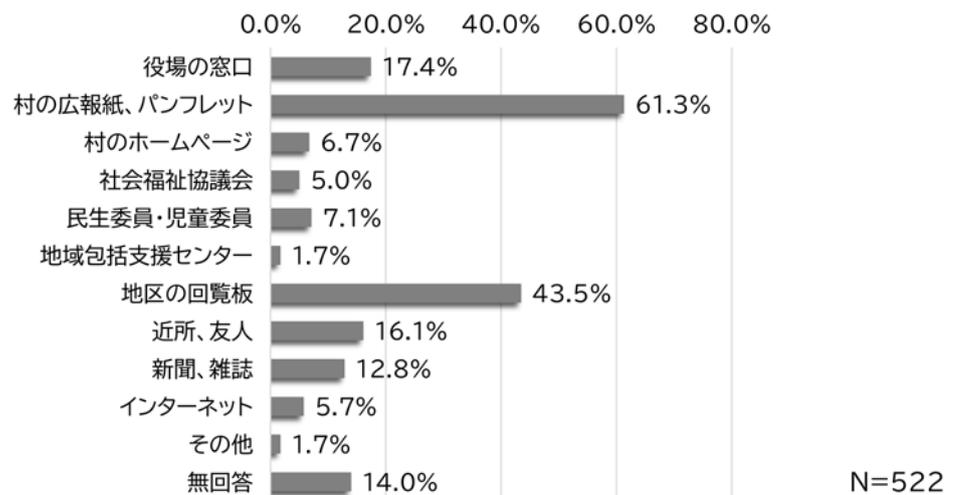
地域福祉を進めるための重要な施策は、「除排雪や雪下ろし等の生活支援体制を充実させる」が69.9%で最も割合が高く、次いで「防災対策及び災害時の高齢者や障がい者の避難誘導の対策」が45.2%、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」が42.5%の順となっています。

- (2) 地域福祉をより充実していくために、あなたが重要と考える、行政や住民の取り組みはどれですか。(あてはまるものすべてに○)



地域福祉をより充実していくための重要な取り組みは、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が39.5%で最も割合が高く、次いで「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が30.3%、「相談ごとが、なんでも1か所で済むような体制づくり」が30.1%の順となっています。

(3) 福祉サービスについての情報をどこから入手していますか。(3つまでに○)



福祉サービスについての情報の入手先は、「村の広報紙、パンフレット」が61.3%で最も割合が高く、次いで「地区の回覧板」が43.5%、「役場の窓口」が17.4%、「近所、友人」が16.1%の順となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉の課題と方向

村の現状分析や村民アンケート調査等から、地域福祉を推進していくうえで、次のようなことが課題として浮かび上がってきています。これらを踏まえ本計画で施策を展開するにあたり課題とその方向性について整理を行いました。

1 地域での支え合いの推進

1-1 地域活動への参加

○地域活動への参加促進

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族化の進行等により、かつてのような近隣関係による助け合いについては希薄化してきています。

普段から関わりを持つこと自体が支え合いにつながることであり「顔のみえるつながり」を地域の中に創出し、いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要となっています。

アンケートでは、地域での付き合い方として、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が48.3%、「お互いに訪問しあう人がいる」が15.7%と比較的交流がなされている反面、頼まれごとや手伝いの有無では、「ない」が46.2%となっています。

一方、住民相互の自主的な助け合いの関係については、「必要だと思う」が81.8%で最も割合が高くなっており、地域での支え合いの重要性が認識されています。

○担い手の発掘・育成

高齢化率は、令和2年に39.2%と高い割合になっています。今後ますます高齢化が進むことも予想され、地域福祉の推進にあたっては、その担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの村民が「支え手」となっていくことが不可欠です。

ボランティア活動への参加の割合は、高くない状況になっており、気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、必要な人を、したい人につなげるための仕組みづくりが必要です。

また、地域活動への参加を促すため、情報の効果的な発信を図る必要があります。



アンケートでは、福祉ボランティア活動やたすけあい活動の有無は、「活動したことがない」が69.5%、「以前活動したことがある」が19.3%、「現在活動している」が4.2%となっており、ボランティア活動への参加の割合は、高くない状況になっています。

福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なことは、「活動に関する情報提供」が51.7%で最も割合が高く、次いで「地域での学習・活動を調整する人材の育成」が37.2%、「参加の呼びかけ」が27.8%、「活動に関する研修や講習会の実施」が27.4%の順となっています。

福祉サービスについての情報の入手先は、「村の広報紙、パンフレット」が61.3%で最も割合が高く、次いで「地区の回覧板」が43.5%、「役場の窓口」が17.4%、「近所、友人」が16.1%の順となっています。

○地域づくりの推進

地域共生社会をめざす地域づくりを進めるためには、福祉の分野からのアプローチだけでは実現は困難であり、福祉以外の様々な分野（まちづくり、商工観光、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通対策等）との連携が必要です。

地域生活課題の解決に関わる取り組みを行いながら、地域を活性化するまちづくりを進めます。

除雪ボランティア



アンケートでは、大蔵村の地域福祉をより充実していくための施策として、最も多かったのが、「除排雪や雪下ろし等の生活支援体制を充実させる」(69.9%)、以下「防災対策及び災害時の高齢者や障がい者の避難誘導の対策」(45.2%)、「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」(42.5%)、「自宅での生活を支援する「在宅福祉サービス」を充実させる」(33.1%)、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」(31.2%)、「福祉に関する手当てなど金銭的な援助を充実させる」(30.7%)と続きました。村民は、日常生活に関わる多種多様な施策を求めています。

1-2 地域交流の推進

○ふれあいの場づくり

高齢化等による孤立しがちな人を地域社会とつなげていくため、幅広い人たちが気軽に参加できる機会の充実や、サロン活動・グループ活動の支援を図り、ふれあいの場づくりを推進する必要があります。

1. 地域福祉の課題と方向

老人クラブについては、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。また、ふれあいサロンの数、参加者数は、令和2年度は感染症の影響もあり減少しています。

感染症予防対策等、新しい生活様式を交流の場に取り入れながら進めます。



アンケートでは、地域福祉をより充実していくための重要な取り組みとして、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が39.5%で最も割合が高くなりました。

2 誰にでもやさしい地域づくりの推進

2-1 多様化する福祉課題の解決

○分野ごとの重点施策

村では、総合計画をはじめとする、健康福祉分野の各計画に沿って各種施策を展開していくとともに、今後も引き続き、子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者を中心に、村単独の福祉給付事業を実施し、福祉サービスの充実にも努めていきます。

アンケートでは、大蔵村の地域福祉をより充実していくための施策として、前ページ「○地域づくりの推進」に記載したような多種多様な施策が選択されました。

○各種課題への対応

生活様式や考え方の多様化に伴い、ひきこもり、生活困窮、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、障がい者等への差別など、新たな課題が発生してきています。

これら多様かつ「見えにくい」福祉的課題を抱える人々を村民、地域、村及び関係機関が連携して支援していく必要があります。

○福祉サービス事業の向上

村民がより良い福祉サービスを受けることができるよう、従事者の専門性の向上、ケアマネジメントの向上、関係者の連携などを目指し取り組んでいきます。

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、ニーズに基づく多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現をめざします。

アンケートでは、大蔵村の地域福祉をより充実していくための施策として、「自宅での生活を支援する「在宅福祉サービス」を充実させる」(33.1%)、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」(31.2%)、「高齢者、障がいのある人、児童などの「施設サービス」を充実させる」(28.9%)といった声も寄せられました。

2-2 安心安全な地域づくり

○災害に強い地域づくり

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。災害時には地域での協力が欠かせないことから、平時から地域における見守り活動を通じ、顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。



村では、村民の災害時の助け合い意識の高さがうかがわれ、引き続き、地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体制を構築していく必要があります。

アンケートでは、村の地震・洪水等の防災情報を確認しているかは、「はい」が83.3%と高い割合となっています。

災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人はいるかは、「はい」が24.5%となっており、逆に、災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がい者(児)などの避難等の手助けができるかは、「はい」が50.4%となっています。

自主防災組織の必要性については、「はい」が74.9%となりました。

近隣との関係で手助けできること、頼みたいこととして、「災害時の手助け」、「除雪・雪かき」、「見守りや安否確認の声かけ」が上位にあり、安心安全のための日常的な協力関係を希望していることがうかがわれます。

○防犯・交通安全の推進

高齢化が進んでおり、深刻な交通事故被害や詐欺被害等を未然に防ぐため、交通安全教育や防犯体制の強化を進めていきます。

2-3 生活支援体制の整備と健康づくり

○生活環境の整備・支援

本村は、美しくかつ厳しい自然環境下にあります。誰もが安心して暮らし続けることができるように、お互いに支えあう地域のつながりをつくと同時に、環境整備に努めます。

本村の地域特性に対応した、雪対策や交通対策等の地域課題が解決できるような施策を進め、居住に課題を抱える人への対策を展開していきます。

アンケートでは、大蔵村の地域福祉をより充実していくための施策として、最も多かったのが、「除排雪や雪下ろし等の生活支援体制を充実させる」(69.9%)、3位が「移動手段の確保や交通の利便性の向上を図る」(42.5%)となりました。

○すこやかに暮らせる地域づくり

第2次健康おおくら21実践計画に基づき、「共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざして、健康づくりを推進します。

自殺対策計画により、基本理念「誰も自殺においこまれることのない大蔵村の実現」をめざします。

令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域活動自体の縮小がみられました。このような感染症の流行時においても、感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。



3 包括的な相談・支援の体制づくり

3-1 相談・支援の基盤整備

○新しい仕組みづくり

各分野の関係機関等の連携を促進し、地域住民の生活課題解決に向けた包括的支援体制の構築を目指します。

村民の方が地域の課題を「我が事」として「丸ごと」捉え、地域の中で支え合い活動が促進されるように、福祉に関する意識啓発を推進するとともに、地域と村・社会福祉協議会・事業者等が連携しながら、身近なところから活動する機会を確保します。

○見守り支援の充実

子ども、高齢者や障がい者（児）など、支援を必要とする住民や世帯を中心に普段から見守りや支援を行うことによって、災害発生時等の非常時にも円滑に対応できるよう、日常生活の中で自発的に助け合い支え合う関係づくりを支援します。

○相談・支援体制の強化

村や関係機関と連携して実施している相談支援事業をより利用しやすいものにすべく、取り組んでいきます。

3-2 なんでも相談・支援できる体制づくり

○包括的支援体制の強化

それぞれの福祉分野で包括的な支援体制づくりが進められており、今後さらに体制を強化し、各分野の連携を強化していきます。



○利用しやすい相談体制

村の相談支援体制についても、今後強化が必要であり、悩みや困りごとについて気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の充実や周知に努めるとともに、専門的な相談にも対応できる体制の強化に取り組みます。

アンケート調査では、地域福祉をより充実していくために重要と考える取り組みとして「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が 39.5%、「身近な場所に相談窓口を増やす」が 25.9%、「相談ごとが、なんでも 1 か所で済むような体制づくり」が 30.1% となり、身近な場所で相談できる窓口の充実を求める割合が最も高くなっています。

○連携による課題解決

地域における支援ニーズを把握し、既存の地域資源の活用や新たな資源を掘り起こしながら、地域ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを行います。

保健、福祉、医療、教育、雇用、法律などの多様な分野の関係機関・団体や様々な専門職による連携ネットワークを構築し、地域における福祉課題の共通理解を図るとともに、本人や家族などの状況に応じた包括的できめ細かな支援につなげます。

2. 基本理念

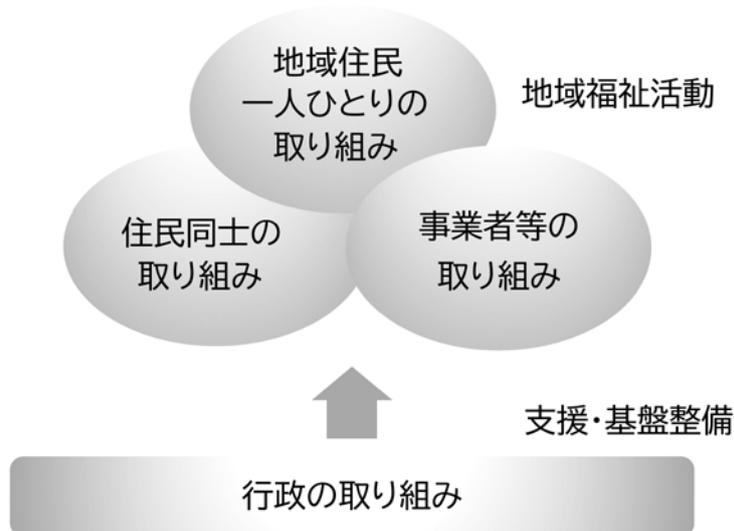
誰もが支え合い 安心して暮らせる 福祉と健康の村づくり

地域における福祉活動は、行政だけが進めても、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを村民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに、村民一人ひとりや事業所、行政がお互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要です。

本村では、社会情勢の変化に対応しながら、『誰もが支え合い 安心して暮らせる 福祉と健康の村づくり』を基本理念として掲げ、行政と村民、地域、事業所などが協働し、子どもから高齢者まですべての人々が支え合い、助け合えるまちづくりを進めていきます。

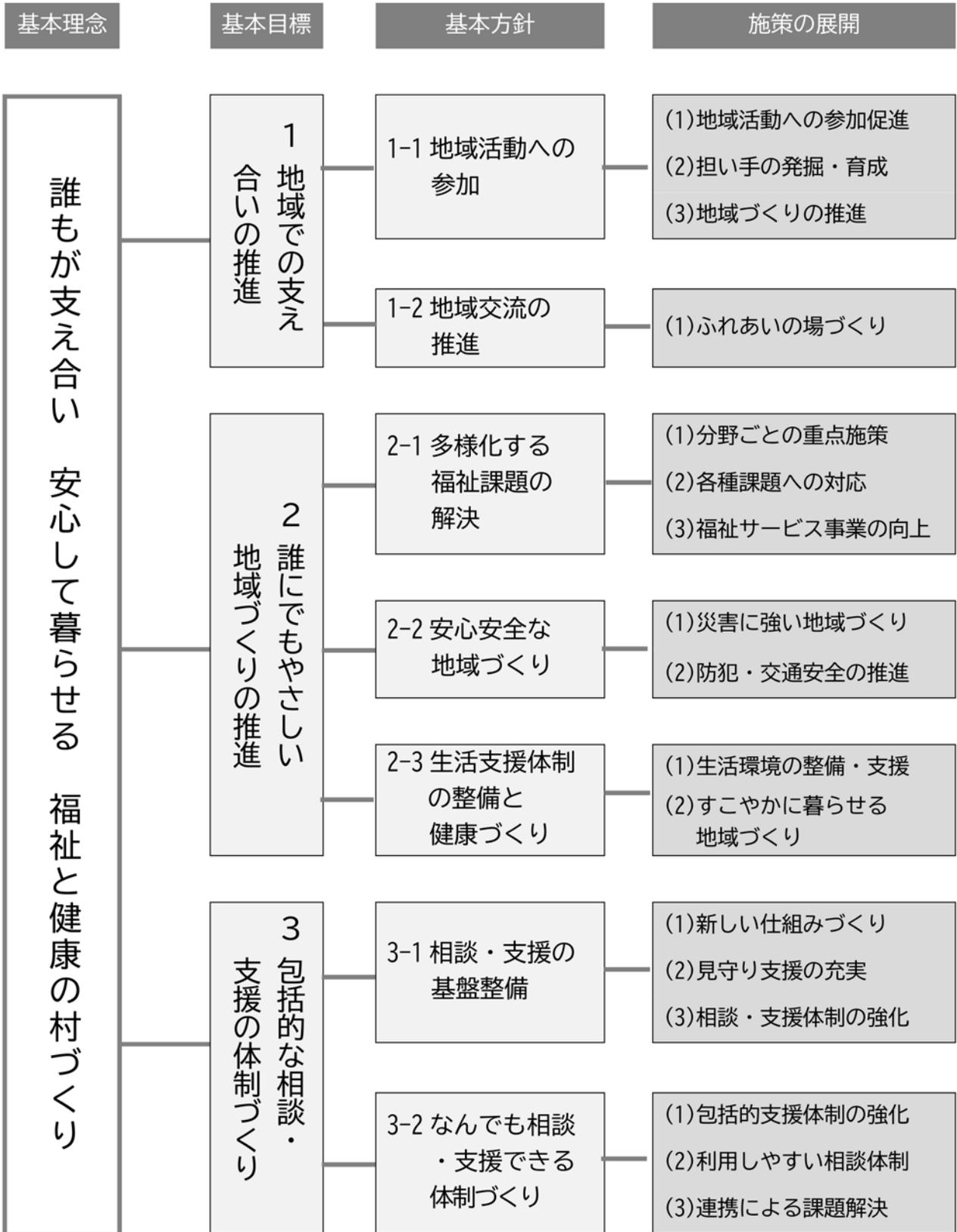
障がいがある人もない人も、高齢者も若者も、住み慣れた地域で生きがいを持って自立し、地域を支える一員となることで、地域における共助が促進され、社会とのつながりを持ちながら、健康で安心して生活できる、地域共生社会の実現を目指します。

地 域 共 生 社 会



地域住民一人ひとりの取り組み		地域に暮らす一人ひとりが、いつまでも自分らしく地域で暮らすための取り組み
村民同士や事業者等の取り組み	村民同士の取り組み	地域組織や、ボランティア等地域で助け、助けられる関係づくりの取り組み
	事業者等の取り組み	社会福祉事業者、NPO、企業等の資源を地域の暮らしに活かす取り組み
行政の取り組み		地域福祉活動の支援と包括的支援体制づくりの取り組み

3. 施策の体系（基本理念・基本目標・基本方針）



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域での支え合いの推進

基本方針 1-1 地域活動への参加



◆施策 (1) 地域福祉活動への参加促進

現状と課題



- 健康や福祉に関する情報を広報紙やホームページなどを通じてお知らせし、支援の内容について理解してもらうよう努めています。
- 関係機関や団体の協力を得ながら、各種研修会や講座の開催、体験・交流活動を行い、地域福祉に対する理解を深めることができるよう努めています。
- 障がいや認知症等に対する関心は徐々に高まっているものの、理解不足や誤解の解消には至っていません。
- 障がいや認知症に対する正しい理解と認識を深めるために、わかりやすい内容に工夫するなど、効果的な啓発活動を推進していく必要があります。
- 学校における福祉教育の一環としての各種体験やボランティア活動は、コロナ禍などの関係もあり、限定的となっている現状です。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域での研修会や説明会等の開催が実施しにくい状況が続いており、周知に創意工夫が必要です。

施策・取組



①地域福祉の普及啓発

取組	担当
広報紙やホームページでの健康・福祉に関する啓発	健康福祉課 総務課
健康・福祉に関する各種研修会・講座の開催	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

②多様な媒体・機会を通じた周知

取 組	担 当
広報紙、ホームページへの掲載	関係各課
ガイドブックの作成・配布	関係各課
民生児童委員や地区、事業所などと連携した周知	関係各課

③学校・地域における福祉教育の推進

取 組	担 当
学校における福祉体験活動、ボランティア活動の実施	教育委員会 健康福祉課 社会福祉協議会

村民等に期待する役割



村 民	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の住む地域や近隣の人に関心を持ちます。 ○地域福祉に関する情報や地域での取り組みに関心を持ちます。 ○健康・福祉に関する研修会・講座等に積極的に参加します。 ○各種研修会や講座の体験で得たことを、家族や知人に伝え、取り組みます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や事業活動において、健康・福祉に関する体験・学習機会を設けます。 ○学校や地域が実施するボランティア体験活動に協力します。

◆施策(2) 担い手の発掘・育成

現状と課題



- ボランティアは地域福祉の重要な担い手ですが、様々な場でボランティアが不足している状況となっています。少しずつボランティア団体、ボランティアは増加していますが、引き続きボランティアの増加をめざしていきます。
- 少子高齢化により、地域活動を担う人材の確保が課題となっています。
- 本村では、補助金を通じた福祉団体への助成や、活動支援のための情報提供や場の確保、活動や行事に伴うボランティア保険の取扱いなどの支援を行っています。また、サロン活動など村民主体の活動の運営支援を通じて、地域活動を担う人材の育成につなげていく必要があります。


 施策・取組

①ボランティアの育成

取 組	担 当
生活支援体制整備事業	健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
認知症サポーター養成講座	健康福祉課
食生活改善推進員養成講座	健康福祉課

②地域活動を担う人材づくり

取 組	担 当
介護予防普及啓発事業	健康福祉課 地域包括支援センター
サロン開設・運営支援などを通じた人材の育成	健康福祉課 地域包括支援センター
地域おこし協力隊との連携	総務課

③地域団体の活動支援

ボランティアを必要とする人と、したい人とのマッチングを円滑に行うボランティアセンターの設置を検討していきます。

取 組	担 当
福祉団体に対する助成	健康福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの活動支援	社会福祉協議会
ボランティアセンターの設置の検討	社会福祉協議会


 村民等に期待する役割

村 民	○ボランティア活動や地域活動に関心をもち、できる範囲で参加します。 ○自らが持つ経験や知識、技能を地域福祉活動に生かす取り組みに協力します。
地 域	○地域活動の中にボランティア活動や福祉活動を取り入れます。 ○地区活動の担い手やボランティアの育成・確保に取り組み、地域の活動の活性化を図ります。
事業所	○事業所でボランティア活動や福祉活動に取り組めます。

◆施策（3）地域づくりの推進

現状と課題



- 地域共生社会をめざす地域づくりを進めるためには、福祉の分野からの取り組みだけでは実現は困難であり、福祉以外の様々な分野（まちづくり、商工観光、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通対策等）との連携が必要です。
- 地域生活課題の解決に関わる取り組みを行いながら、地域を活性化するまちづくりを進めます。

施策・取組



①地域づくりの推進

取 組	担 当
地域活性化推進事業	総務課
生活支援体制整備事業	健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
地域づくり関連施策	関係各課

基本方針 1-2 地域交流の推進

◆施策 (1) ふれあいの場づくり



現状と課題



- 幅広い人たちが気軽に参加できる機会としてサロン活動・グループ活動が行われ、子どもから高齢者までさまざまな場を通じて交流が生まれ、生きがいつくりにつながっています。
- 交流活動の充実を図ることで、より多くの人顔見知りになり、地域と関わりをもつきっかけづくりを図り、孤立しがちな人を地域社会とつなげていくきっかけづくりとしても期待できます。
- リーダーや参加者の高齢化、人口減少などに伴い参加者が減少傾向となっています。
- 村民が主体となって、ふれあいの場づくりに取り組んでいる団体・グループに対し、活動拠点や活動資金の補助、運営にかかるノウハウの提供などの支援が必要です。
- 居場所・拠点の場所の整備や既存施設等の利活用等を進めます。
- 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所をめざします。専門職が参加して、相談機能もそなえた、新たな地域活動の拠点としても期待できます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による活動の縮小を余儀なくされています。様々な交流活動において、飛沫防止の3密(集・接・閉)をさけるなどの必要があります。

施策・取組



①交流の場の推進・支援

取組	担当
地域子育て支援拠点事業	健康福祉課
放課後児童クラブ	健康福祉課
ふれあいサロン	健康福祉課 地域包括支援センター
老人クラブ	健康福祉課 社会福祉協議会
幸齢者大学 長寿の森	教育委員会
地区主体の交流事業(祭り、スポーツ大会、子ども会、敬老会、その他)	各地区
生活支援体制整備事業	健康福祉課 地域包括支援センター

取 組	担 当
地域活性化推進事業(居場所や拠点の整備)	総務課
専門職が参加しての相談支援の場として活用(検討)	健康福祉課

②新しい生活様式における交流活動の推進

取 組	担 当
新しい生活様式の推進	健康福祉課

村民等に期待する役割



村 民	<ul style="list-style-type: none"> ○村民同士で集まる機会を増やします。 ○地域のグループ活動、通いの場などの自主的な活動や自治会、子ども会、老人クラブなどの地域活動に積極的に参加します。 ○隣近所や知り合い、友だちに、地域活動への参加を呼びかけます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での交流会等の開催や自主グループ活動を支援します。 ○新たな通いの場や交流拠点の創出に取り組みます。 ○新しい生活様式に沿った交流を行います。

基本目標2 誰にでもやさしい地域づくりの推進

基本方針 2-1 多様化する福祉課題の解決



◆施策(1) 分野ごとの重点施策

①各計画の重点施策

総合計画はじめとする、健康福祉分野の各計画の大要については下記のとおりとなっています。

総合計画 2020→2029	
施策の大綱5	くらし～生涯すこやかに暮らせる地域づくり～
4つのプロジェクト	1. 豊かな幸齢（高齢）社会へ向けた支援プロジェクト
	2. ノーマライゼーション推進プロジェクト
	3. 健康づくり推進プロジェクト
	4. 幸せに貢献する医療体制充実プロジェクト

第2期子ども・子育て支援事業計画	
基本理念	子どものすこやかな成長をみんなで支えあい、安心して子育てできるむらづくり
基本目標	1. 子育てを地域みんなで支えあうこと
	2. すべての子どもがのびのびと個性豊かに育つこと
	3. すべての親が安心して子育てできること

高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)	
基本理念	生きがいと安心した暮らしのある村づくり
基本方針	1. 介護予防と生活支援の総合的な推進
	2. 要支援・要介護者支援の充実
	3. 地域包括支援システムの進化・推進

障がい者福祉計画(第4期)	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画
基本理念	障がいがある人も、障がいがない人も、村民誰もが福祉のまちづくりに参加し、生き生きと個性ゆたかなまちづくりを進める	
基本視点	1. 障がい者の自己決定の尊重	
	2. 障がい者本位の総合的な支援	
	3. 障がい者の特性に配慮した支援	
	4. 総合的な取組の推進	
	5. アクセシビリティの向上	

②福祉サービスの充実(村単独福祉給付事業について)

子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者を中心に、村単独の福祉給付事業を実施し、福祉サービスの充実に努めており、これを今後も継続していきます。

取組	担当
慶祝金の支給	健康福祉課
子育て支援医療制度	住民税務課
高齢者緊急通報システム事業	健康福祉課
要援護者巡回事業	健康福祉課
一人暮らし高齢者等除雪費支援事業	健康福祉課
家族介護激励事業	健康福祉課
高齢者敬老祝金支給事業	健康福祉課
紙おむつ支給事業	健康福祉課
福祉タクシー利用援助事業	健康福祉課
人工透析患者通院費扶助	健康福祉課
障がい者就労促進事業(交通費一部助成)	健康福祉課

◆施策(2) 各種課題への対応

- 地域においては、社会的排除や無理解から生まれる問題があります。
- また、既存の制度に明確に位置付けられてない課題や、公的な福祉サービスだけでは対応できないものの、何らかの支援が必要である課題も地域に存在します。
- 村民、地域、村、及び関係機関が連携して支援していく必要があります。

①ひきこもりや閉じこもりの対応策

現状と課題



- 「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいます。「閉じこもり」とは「1日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先程度）で過ごし、日常生活行動範囲がきわめて縮小した状態」を言います。
- 「ひきこもり」等は、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。ひきこもりは、家族も相談しにくく実態が見えにくい課題です。
- 本村においても、実態はつかみにくい状況ですが、地区代表、民生児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどに相談が寄せられるケースがあります。

施策・取組



多くの要素が絡み合い、困難な課題ではありますが、次の取り組みを進めていきます。

取 組	担 当
利用可能な相談窓口、支援機関の周知	健康福祉課 社会福祉協議会
早期発見や早期支援開始につなげる支援拠点づくり	健康福祉課 社会福祉協議会

②生活困窮者の支援

現状と課題



- 平成27年発足の生活自立支援センター・もがみでは、生活困窮者自立相談事業や住居確保給付金の申請支援等を実施しています。
- 相談内容に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、支援が必要な場合、その人に適した自立を促進するために、相談・同行などの支援を行っています。
- 生活保護受給者は、このところほぼ同じ水準で推移しています。
- 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表に出ていない課題も含めて、複合化した課題を有する者に対する相談支援体制を整備していきます。
- 最近では、新型コロナウイルスの影響による生活困窮が懸念され、関係機関が連携し支援につなげていく必要があります。


 施策・取組

A 生活保護・生活困窮者自立支援事業

取 組	担 当
生活困窮者等への支援(生活保護等)	最上総合支庁 健康福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活自立支援センター 最上総合支庁 健康福祉課 教育委員会 社会福祉協議会
自立支援相談事業	
子どもの学習・生活支援事業	

B 各種支援

複合的な課題を抱え、経済的に困窮している人を幅広く受け止め、自立に向けた包括的な相談支援を行うとともに、本人の状況に応じた就労支援や生活支援、住居の確保などの支援を行います。

取 組	担 当
民生児童委員による支援	健康福祉課 社会福祉協議会
養護老人ホーム入所措置	健康福祉課
生活福祉資金貸付事業 福祉サービス利用援助事業 歳末助け合い募金の要援助世帯への配分 心配ごと相談所	社会福祉協議会
総合的な困りごと相談窓口の設置	健康福祉課

C 関係機関の連携

村、社会福祉協議会、民生児童委員、自立支援センター、最上総合支庁等との連携強化を図り、生活困窮者の早期発見や相談者に適した迅速な支援につなげます。


 村民等に期待する役割

村 民	○生活に困窮した場合は、民生児童委員や役場等に相談します。
地 域	○近隣で、生活が苦しい等の相談があった場合、民生児童委員や役場等に相談するよう勧めます。

③成年後見制度の利用促進（大蔵村成年後見制度利用促進基本計画）

A 計画策定の趣旨

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月に公布され、同年5月に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

このような背景を踏まえ、本村の成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度利用促進計画を策定します。

B 計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画」として位置付けられるものです。

C 計画期間

本計画は、地域福祉計画の一体的に策定することから、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢や村の状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

D 現状と課題

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に関する記事の村の広報紙掲載や村民を対象とした講座の開催により、権利擁護に対する理解促進と制度の周知を図っています。また、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介を行い、制度の利用促進を図るとともに、円滑な利用開始に向けた支援を行っています。さらに、申立てを行うことができる親族がないと思われる場合や親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合には、村長申立てにつなげています。

社会福祉協議会では、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

しかしながら、制度自体の認知度が低く、周知に創意工夫が必要です。制度を早期に利用していれば状況の悪化を防げた事案でも、親族との関係性の希薄さや本人の理解力、問題意識の低さのため利用に結びつかず、事態がより複雑化してしまうケースもあることから、民生児童委員や地区代表などと連携しながら、制度の利用を必要としている人を早期に把握していく必要があります。また、成年後見制度利用促進の取り組みを踏まえた需要を把握しながら、必要に応じて村民後見人の育成や法人後見の担い手について検討していく必要があります。

E 施策の方向

a 地域連携ネットワークの構築

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげることができるしくみとして、中核機関・チーム・協議会を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。

b 中核機関の設置・運営

本村の権利擁護支援の中核を担う機関として、①広報機能、②相談機能・アセスメント・支援検討、③利用促進機能、④後見人支援機能を持つ「中核機関」を設置・運営します。

c チームによる対応

中核機関には、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人による「チーム」を組織し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

d 協議会の設置・運営

「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うとともに、「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する「協議会」を設置・運営します。

e 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない人でも、財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることができるようにするため、各分野の関係機関と連携しながら、成年後見制度及び日常生活自立支援事業のニーズを把握し、利用促進を図ります。

f 後見人の担い手の確保

成年後見制度利用促進の取り組みを踏まえた需要を把握しながら、必要に応じて村民後見人の育成や法人後見の担い手について検討します。

期待する役割



村 民	○成年後見制度や後見人についての理解を深めます。 ○本人や家族が本制度の利用を必要な場合は窓口で相談し制度を活用します。
地 域	○地域で、成年後見制度の利用が必要と思われる場合、必要に応じて関係機関につなげます。

④虐待の防止

現状と課題



- 子どもに対する虐待を予防するため、母子保健活動を通じて健全な母子関係の構築を支援するとともに、産後うつや精神障害などの疾病の理解に向けた啓発を行っています。また、民生児童委員や保育所、学校などによるネットワークを構築し、普段の活動中での見守り、声かけを実施することで、虐待の発生予防に努めています。
- 虐待の早期発見に向けた取り組みとして、要保護児童対策地域協議会などを組織し、各分野の関係者が連携して情報共有を図っています。
- 虐待されている側についてもその自覚や認識がない場合も多いため、虐待やDVに対する理解を深め本人からのSOSの発信や周囲による気づきを促すことも重要です。

施策・取組



A 虐待の発生予防

子育てや介護に対する不安・悩みに対する相談支援、地域とのつながりや支え合いにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。

取 組	担 当
乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の相談実施	健康福祉課
子育て世代包括支援センター	健康福祉課
児童虐待防止ネットワークの強化	健康福祉課 教育委員会

B 虐待の早期発見と適切な対応

関係機関が連携、情報共有し、虐待などの問題が心配される家庭の状況把握や虐待の早期発見、適切な対応に努めます。

また、村民や行政職員、民生児童委員、福祉施設職員など、子どもや障がいのある人、高齢者に関わりのある人の虐待に対する理解を深めつつ、虐待の疑いを見聞きした場合の通報を促進し、早期発見に努めるとともに、関係者間での連携・情報共有するネットワークの強化を図り、適切な対応につなげます。

取 組	担 当
児童虐待防止ネットワークの強化	健康福祉課 教育委員会
高齢者虐待防止ネットワークの強化	健康福祉課 地域包括支援センター
障がい者虐待防止の推進	健康福祉課
DV被害者の緊急一時保護及び自立支援活動	県児童相談所 健康福祉課

C 虐待に対する理解・知識等の普及啓発

広く虐待に対する理解や知識の普及啓発を図るため、広報紙、ホームページへの啓発記事の掲載、ポスターの配布・掲示、各種研修会・講演会の開催などを行います。

取 組	担 当
広報紙、ホームページへの啓発記事の掲載	総務課 健康福祉課
啓発ポスターなどの配布・掲示	健康福祉課
高齢者権利擁護に関する研修会・講演会の開催	健康福祉課 地域包括支援センター

村民等に期待する役割



村 民	○近隣の子どもや高齢者、障がい者等で、様子がおかしい場合は声がけ等を行い、虐待の疑いがある場合は、民生児童委員や役場につなぎます。 ○虐待をした、してしまいそうになった場合は、各種相談窓口にご相談します。
地 域	○地域での交流を通じて、虐待の疑いを見聞きした場合は、民生児童委員や役場に連絡します。

⑤差別の解消

- 「大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」
村では、全ての村民が障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も共に生き生きと自分らしい生活を営み、人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる社会（共生社会）の実現を目指すことを目的に、「大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を策定し令和3年4月に施行しました。
- 障がいを理由とする差別
条例では、社会的障壁をなくすために、次の2つのことを「障がいを理由とする差別」であるとしており、差別をしてはならないことを基本的な考え方としています。
1つ目は、「不当な差別的取扱い」です。障がいがあるという理由だけで、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。たとえば、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会を提供しないことなどです。
2つ目は、「合理的配慮をしないこと」です。障がいのある人などから、社会的障壁を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除くための努力をしなければいけません。
いずれも、やむを得ず対応できないときは理由や事情を説明する必要があります。
- 障がいを理由とする差別の禁止
この条例では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」について「大蔵村」と「事業者」とに分けて、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
大蔵村	禁止（してはならない）	法的義務（してはならない）
事業者	禁止（してはならない）	努力義務（するように努めなければならぬ）

- 相談体制の整備
村は、障がいのある人その家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、必要な相談体制の整備を図ります。
- 協議の場の設置
村は、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に実施することを目的として、障がい者差別解消支援についての協議の場を必要に応じて設けます。

期待する役割



村 民	<p>○条例の趣旨を理解し、差別のない村づくりをめざします。</p> <p>○村民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していきます。</p> <p>○誰もが差別することにより誰かを傷つけることはあってはならないことであり、また、障がいのある人が日常生活で困っているときに、手伝いをします。</p> <p>○障がいのある人との交流等を通じ、障がいや障がいのある人への理解を深めます。</p> <p>○障がいによる不当な差別を受けた場合は、役場等に相談します。</p>
地 域	<p>○条例の趣旨を理解し、差別のない村づくりをめざします。</p> <p>○地域においても障がい者に対する必要な配慮を実施します。</p> <p>○地域で障がいによる不当な差別を発見した場合は、役場等に相談するよう促します。</p>
事業者	<p>○条例の趣旨を理解し、差別のない村づくりをめざします。</p> <p>○障がいのある人に、理由なく障がいを理由としたサービス提供の拒否、場所や時間帯の制限などの条件をつけることのないように配慮します。</p>

◆施策（3）福祉サービス事業の向上

現状と課題



- 村民がより良い福祉サービスを受けることができるよう、従事者の専門性の向上、ケアマネジメントの向上、関係者の連携などを目指し取り組んでいます。
- 介護保険サービス等におけるケアマネジメントの質の向上を図るため、地域包括支援センターによるプランへの助言や、総合的・専門的な相談支援を行っています。
- 一人ひとりの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくためにも、関係機関などと連携しながら、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図るとともに、複合的な課題を抱える利用者に対応できるよう、多職種協働によるケアマネジメントを推進していく必要があります。
- 子ども・子育て支援事業、介護保険事業、障がい福祉事業など、必要な人が必要なサービスを適切に利用することができるよう、各種アンケート調査（ニーズ調査）等により、利用ニーズや供給体制を把握し、サービス見込み量を推計しています。

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携をめざします。
- 人口構造や地域社会環境の変化、支援ニーズなどを踏まえ、各種サービスの必要量を適切に見込みつつ、県とも連携しながら、必要なサービスの提供を確保できるよう努め、今後参入する法人等があった場合、可能な支援を検討していきます。

施策・取組



①専門性の向上、関係機関の連携

取組	担当
保健・医療・福祉関係の講演会・研修会の開催	健康福祉課
地域ケア会議	健康福祉課、関係機関
保小連携、小中連携	健康福祉課 教育委員会
在宅医療・介護連携の推進 (将来、最上圏域8市町村による共同設置・運営予定)	健康福祉課 地域包括支援センター

②ケアマネジメントの充実

個別の状況に応じて必要な支援・サービスが適切に利用できるよう、自立支援に資するケアマネジメントの充実を図るとともに、ケアマネジャーや相談支援専門員に対する相談・指導や支援困難事例への対応を行います。また、多職種協働によるケアマネジメント・相談支援を推進します。

取組	担当
地域ケア会議	健康福祉課、関係機関
介護給付費適正化事業（ケアプランの点検）	健康福祉課
在宅医療・介護連携の推進 (将来、最上圏域8市町村による共同設置・運営予定)	健康福祉課 地域包括支援センター

③ニーズの把握とサービス事業所の確保

A 支援ニーズの把握

本人、家族からの相談やアンケート調査、訪問活動、協議体での検討など、様々な機会を通じて地域における支援ニーズの把握に努めます。

取組	担当
相談支援・訪問活動などによる状況把握	健康福祉課 地域包括支援センター
各種アンケート(ニーズ調査)の実施	健康福祉課
関係機関との連携・情報共有	健康福祉課

B サービス事業所の確保

人口構造や地域社会環境の変化、支援ニーズなどを踏まえ、各種サービスの必要量を適切に見込み、県とも連携しながら、必要なサービス提供が確保できるよう努めます。

全般的には人口減少によるニーズ量の低下が進むと予想されますが、今後は、多様化する地域ニーズに対応する福祉サービスの創出を図っていく必要があります。今後参入する法人等があった場合、可能な支援を検討していきます。

取組	担当課
支援ニーズの把握	健康福祉課
事業所との連携、情報提供	健康福祉課
県や関係機関との協議	健康福祉課

村民等に期待する役割



村民	<ul style="list-style-type: none"> ○自身や家族を支えるために必要な支援・サービスを積極的に活用します。 ○サービス利用者は、必要に応じて事業所が行っている利用者の意見を聞く機会や外部の相談機関を活用します。 ○各種アンケート(ニーズ調査)に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の支援ニーズや事業環境を把握し、ニーズに応じた事業展開と安定的な経営に努めます。 ○利用者の意見を収集し、また、研修会や実地指導を通じてサービスの質の向上や専門性の向上に取り組みます。

基本方針 2-2 安心安全な地域づくり



現状と課題



- 自然災害が頻発化・激甚化していることから、大災害に対応すべく、災害弱者である高齢者・障がい者等の迅速な避難行動等、災害対策の取り組みが求められています。
- 災害時や緊急の際の支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制、災害時対応体制等の整備が求められています。
- 新防災無線システム「くらっち」を導入し、気象情報や火災発生情報、また村からのお知らせなどが確認できます。タブレット端末を配布するほか、スマートフォン等でも利用可能です。
- 防犯対策として、広く情報提供や注意喚起を行っています。
- 交通安全対策では、障がいのある人や高齢者に配慮し、各種キャンペーンや交通安全教室の開催を通じて、交通安全に対する意識啓発を図っています。
- 特殊詐欺や高齢者による交通事故が社会問題となっており、関係機関と連携・協力しながら犯罪被害、事故防止対策の強化を図っていく必要があります。

◆施策（1）災害に強い地域づくり

施策・取組



取組	担当
避難行動要支援者マップの整備	健康福祉課
避難行動要支援者マップの活用	健康福祉課 危機管理室
地域の防火・防災対策の推進	全庁 消防団 自主防災組織
災害時用配慮者マニュアルの作成	健康福祉課
災害ボランティアの対応	社会福祉協議会
新防災無線システム「くらっち」の利活用	危機管理室


 村民等に期待する役割

村 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生したときの避難経路や行動を確認します。 ○ 災害時の避難に心配のある人は災害時要援護者マップへ登録します。 ○ 災害時の避難行動に支援が必要な人にできる範囲で協力します。 ○ 地区単位の防災訓練等に参加します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者マップへの登録について、情報の提供を協力します。 ○ 地域防災計画に基づき、高齢者の防火・防災の意識高揚を図り、消防団等とともに救助体制の確立を図ります。 ○ 防災担当と連携を図りながら、地区単位の防災訓練等を実施します。

◆施策（2）防犯・交通安全の推進


 施策・取組

①防犯・交通安全対策

取 組	担 当
広報紙、ホームページへの啓発記事の掲載	総務課 危機管理室
防犯・交通安全教室、講習会の開催	危機管理室

②再犯防止対策

犯罪をした者などが、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む地域社会の実現を目指します。また、村民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取 組	担 当
社会を明るくする運動強調月間の実施	住民税務課
更生保護に関わる団体などとの連携強化	住民税務課
薬物乱用対策の推進	健康福祉課


 村民等に期待する役割

村 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全や防犯に対する意識をもちます。 ○ 地域の交通安全活動や防犯活動に参加します。 ○ 特殊詐欺等に注意し怪しい連絡等があった場合はすぐに相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯や交通安全に向けた見守り、啓発活動を行います。 ○ 再犯防止等を防ぐ更生保護活動を理解し、協力します。



◆施策（1）生活環境の整備・支援

現状と課題



- 本村は、美しくかつ厳しい自然環境下にあります。誰もが安心して暮らし続けることができるように、お互いに支えあう地域のつながりをつくると同時に、環境整備に努めます。
- 本村の地域特性に対応した、雪対策や交通対策、居住対策等の地域課題が解決できるような施策を進め、居住に課題を抱える人への対策を展開していきます。

施策・取組



①雪に強い暮らしの確保

取 組	担 当
日本一雪に強い村づくり事業	関係各課
道路等除排雪サービスの維持	地域整備課
冬期公共交通の確保	総務課
雪処理対策充実事業	総務課
高齢者等の要支援者への除排雪対策整備 要援護者巡回事業 一人暮らし高齢者等除雪費支援事業	健康福祉課
除雪ボランティアの運営支援	社会福祉協議会

②交通対策や移動支援

取 組	担 当
総合交通対策	総務課
村営バスの効果的・効率的運行	総務課
福祉タクシー利用援助事業	健康福祉課
人工透析患者通院費扶助	健康福祉課

③居住に課題を抱える方への支援

生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを進めます。

なお、住居に課題を抱える方については、困難かつ複合的な背景があり、各種施策にストレートには合致しにくい場合もあり、関係課・関係機関で横断的に協議しながら支援につなげていきます。

取 組	担 当
村営住宅、子育て支援住宅	地域整備課
養護老人ホーム入所措置	健康福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	健康福祉課
生活困窮者自立支援制度	健康福祉課
空き家予防対策・活用推進事業	総務課

◆施策（2）すこやかに暮らせる地域づくり

①健康づくりの推進

施策・取組



- 第2次健康おおくら21実践計画に基づき、「共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざして、健康づくりを推進します。
- 計画の基本方針
 - ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
 - ・ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上
 - ・ 生活習慣病及び社会環境の改善
- 村では、母子保健事業、老人保健事業が村民の健康づくりの主体であることを踏まえ、国・県・関係機関と協力しながら健康づくり計画を策定し、推進していきます。

村民等に期待する役割



村 民	<p>○健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、村民一人ひとりが自らの意識によって生活習慣を改善し、積極的に健康づくりに取り組みます。</p> <p>○村が実施する健康づくり活動へ積極的に協力・参加していきます。</p>
地域・家庭 学校・職場	<p>○健康は、個人の意欲のみで実現できるものではないことから、地域・家庭・学校・職場の、それぞれの場において健康づくりの計画を立て、健康づくり活動を進めていきます。</p>

②感染症対策の推進

現状と課題



- 今般の新型コロナウイルスによる社会生活への影響は、計り知れないものがあります。
- 感染拡大前の生活に戻るまでには、数年を要すると言われており、現在も国・県等と連携した感染症対策を実施している最中です。
- 引き続き、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防に向けて、日頃のマスク着用・手洗いの励行や福祉施設・事業所などにおける感染防止対策の徹底、予防接種の接種率の拡大に加え、新しい生活様式など感染拡大防止に向けた行動変容を促進していく必要があります。
- 地域福祉活動の推進や地域における通いの場や交流活動なども、感染状況や必要な対策の情報収集に努めながら、感染防止対策の徹底を促します。併せて、感染者や濃厚接触者、医療従事者などへの差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。

施策・取組



取組	担当
国・県等と連携した感染症対策の推進	健康福祉課
広報紙やホームページ等による情報の提供	総務課 健康福祉課
新たな生活様式への対応の推進	健康福祉課

村民等に期待する役割



村民	○マスク着用、手洗いなど、一人ひとりができる感染予防対策を行います。 ○新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、偏見や差別をしません。
地域	○地域での交流や活動においても、新しい生活様式を取り入れた活動や事業展開を図ります。
事業所	○身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い（手指消毒）の日常化に努めます。また、IT化導入等の機運醸成を図るとともに、会議等のオンライン導入に努めます。

③自殺対策

現状と課題



- 大蔵村の自殺者数は、年間0人から1人の間で推移しています。山形県の自殺者数は、年々減少傾向にあり、令和2年では、180人にまで減少しています。

施策・取組



- 大蔵村自殺対策計画(平成31年3月)に基づき、基本理念「誰も自殺においこまれることのない大蔵村の実現」をめざして、村民、地域、関係部署、関係機関等が連携し、自殺対策に取り組んでいきます。
- 自殺対策の推進に関する基本的な方向性を、5つの「施策の柱」としてかけます。
 - 1 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する
 - 2 気づき見守る人材を育成する
 - 3 村民への啓発・周知
 - 4 いのち支える取組の充実
 - 5 関係機関の機能強化及び連携の強化
- 「大蔵村自殺対策推進会議」を開催し、県や関係機関、関係団体、学校、事業所、住民等と情報を共有し、連携・協働の推進に努めます。

村民等に期待する役割



村民	○村民一人ひとりが自殺対策の重要性への理解と関心を深め、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組みます。
関係機関 関係団体	○保健、医療、福祉、教育、法律、労働等様々な分野の関係機関は、相互の連携に向けた取組を行うとともに、それぞれの専門的な立場から自殺対策に取り組みます。 ○関係団体は、直接自殺防止を目的とする活動だけでなく、他の団体と連携・協働し、積極的に自殺対策に取り組みます。
学校	○教職員等に対する自殺予防に資する教育や、児童、生徒等に対するこころの健康の保持や困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等の教育または啓発など、積極的に自殺対策に取り組みます。
事業所	○労働者等のこころの健康の保持や生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を担うことを認識し、労働者に対するメンタルヘルスケアへの取組をより一層推進するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善、うつ病の早期発見、早期治療、職場復帰支援など、積極的に自殺対策に取り組みます。

基本方針 3-1 相談・支援の基盤整備



◆施策(1) 新しい仕組みづくり

- 村では、これまでは「子育て支援」「障がい者福祉」「高齢者福祉」など、分野ごとに公的支援策の充実を図ってきました。
- 近年、介護と育児に同時に直面するダブルケア、障がいのある子と要介護状態にある親が暮らす世帯など、複合的な課題を抱える世帯が増えています。
- 就労の課題については就労支援機関、見守りや防災、防犯については消防や警察というように、村以外の機関と連携しながら、支援を行う事案が増えています。
- このような時代の変化を受けて、国の社会福祉法の改正にともない、市町村の役割として地域共生社会を実現する体制づくりが求められることとなりました。

①包括的支援体制とは

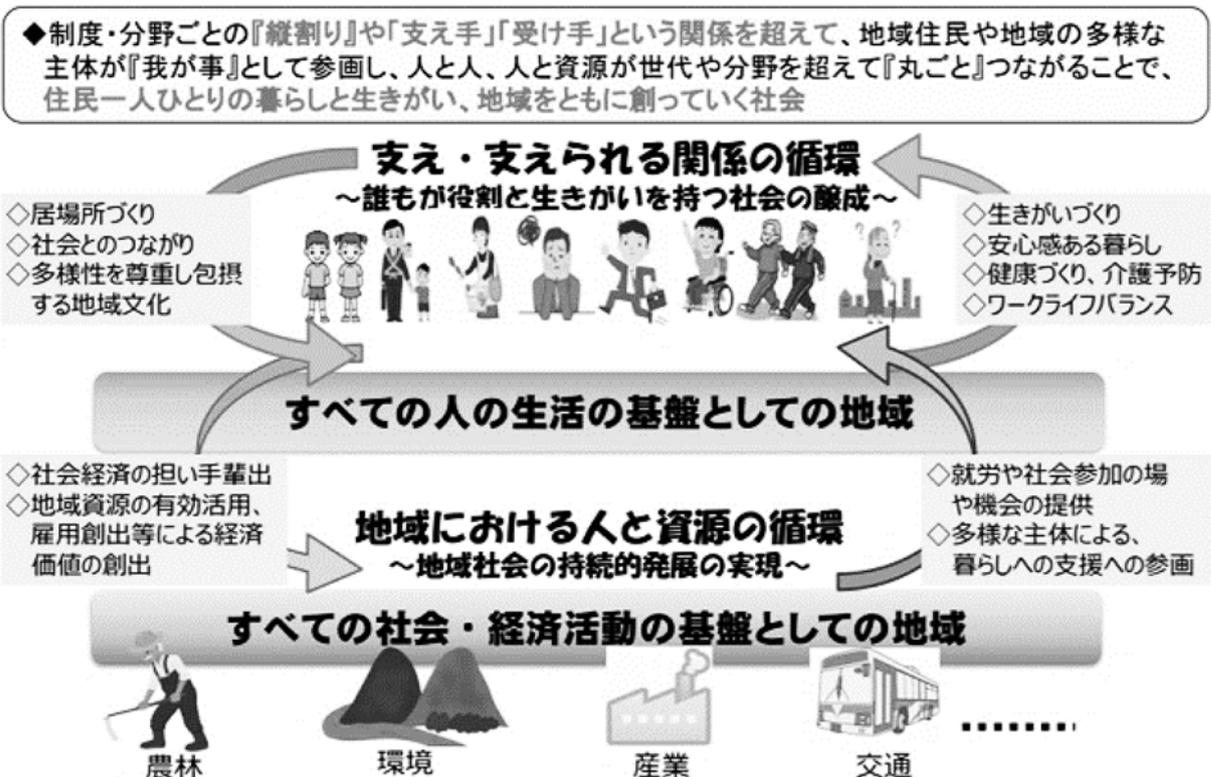
- 複合的な生活課題を抱える村民のニーズに対応するため、制度ごとに拡充してきた相談体制をつなぎ、包括的に対応できる支援体制を築いていく必要があります。
- 村民や団体が地域で行う様々な活動や、地域の村民がつながり、支え合う取組を強化・支援する必要があります。
- 社会的孤立や身近な困りごとに、地域住民が取り組み支え合う活動と、公的なサービス等を連携させて、包括的に支援する体制を整備していく必要があります。

②包括的支援体制の仕組みづくり

- 村は、各分野の関係機関等の連携を促進し、地域住民の生活課題解決に向けた包括的支援体制の構築を目指します。

- 村民の方が地域の課題を「我が事」として「丸ごと」捉え、地域の中で支え合い活動が促進されるように、福祉に関する意識啓発を推進するとともに、地域と村・社会福祉協議会・事業者等が連携しながら、身近なところから活動する機会を確保します。
- 地域において誰もが支え合い・助け合うようになるために、村・社会福祉協議会・関係機関が連携を図りながら、普段のコミュニティ活動を活性化し、そのうえで地域における見守り・生活支援を進めていきます。
- 地区代表、民生児童委員、地域のボランティア等だけでなく地域の住民が主体となって支え地域の複合的な課題を解決する包括的な支援の仕組みづくりを進めます。
- 地域で解決できない課題については、村や社会福祉協議会が受け止め、共有を図り解決する体制をつくります。
- 地域でも解決困難な課題については、多機関が協働する中で「丸ごと」捉え、調整を図りながら解決をめざす支援体制を強化します。

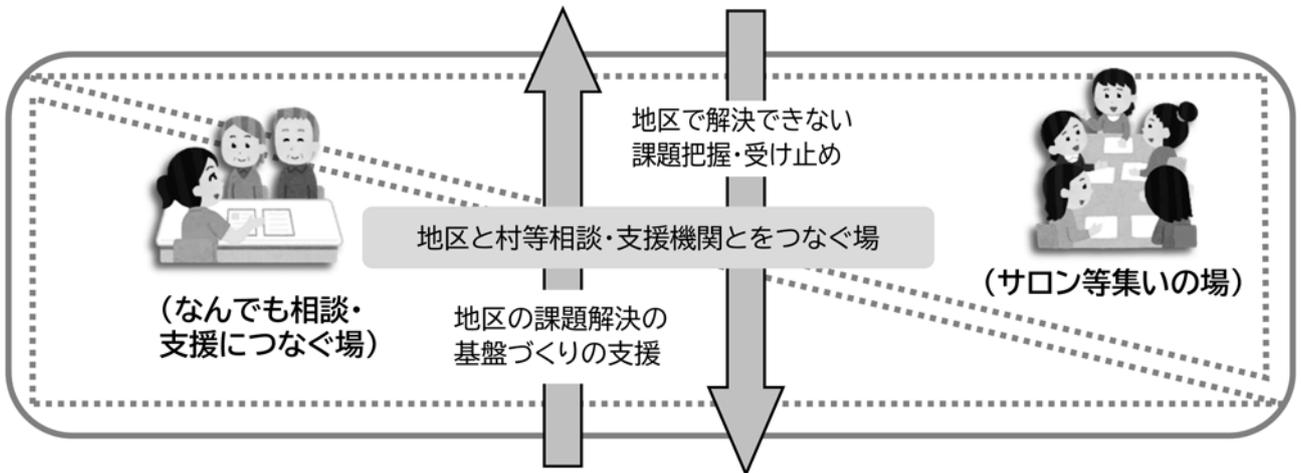
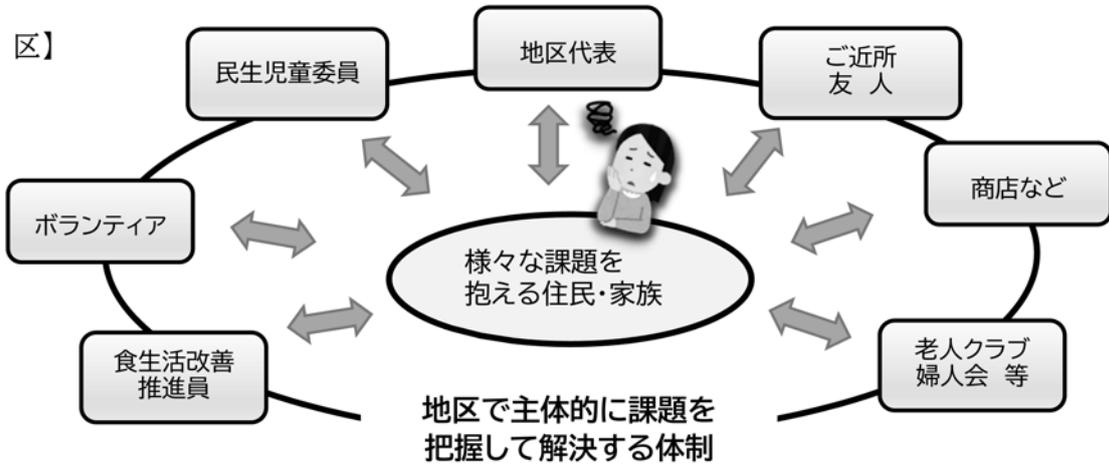
○地域共生社会とは(概念図)



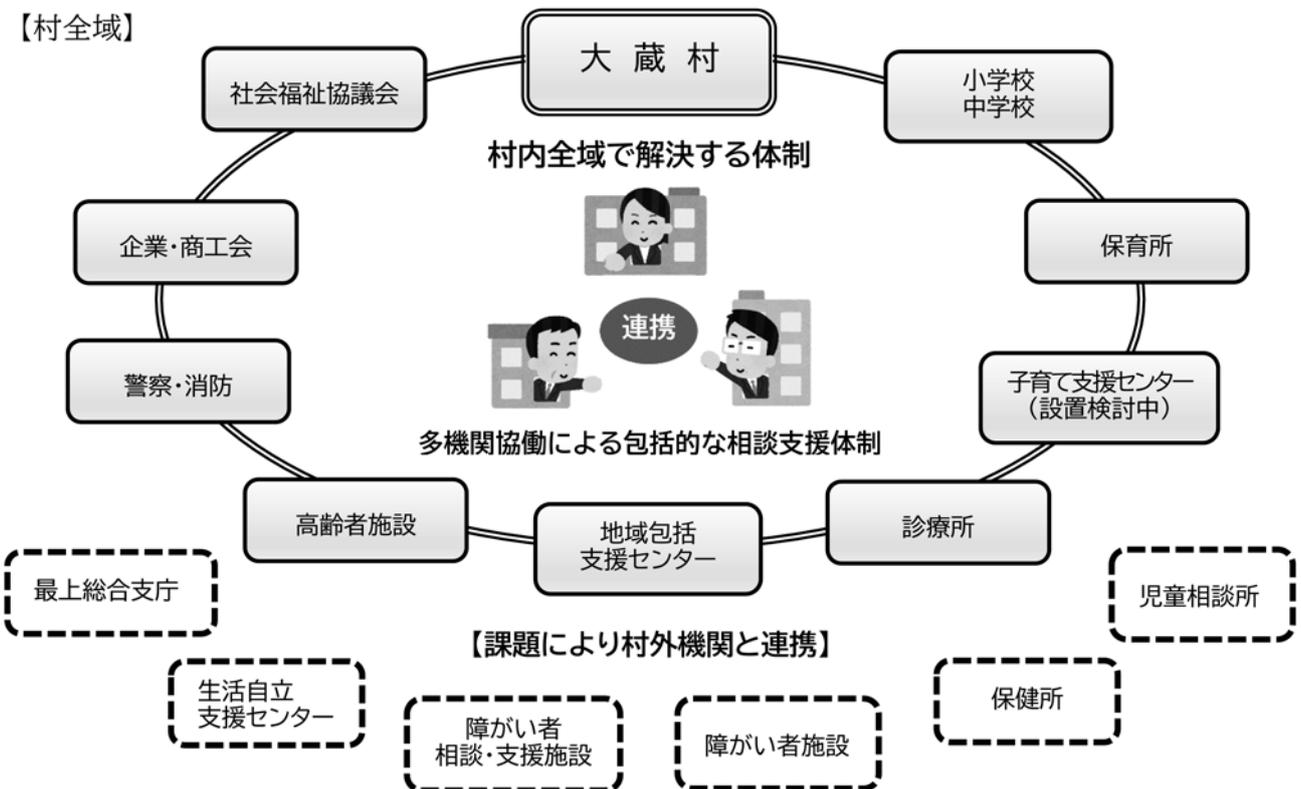
出典：厚生労働省ホームページ

○大蔵村における包括的な支援の仕組みづくりのイメージ

【地 区】



【村全域】



◆施策(2) 見守り支援の充実

現状と課題



- 子ども、高齢者や障がい者(児)など、支援を必要とする住民や世帯を中心に普段から見守りや支援を行うことによって、災害発生時等の非常時にも円滑に対応できるよう、日常生活の中で自発的に助け合い支え合う関係づくりを支援します。
- 地域における見守り活動として、地区や民生児童委員などとの連携・協力により、子どもや高齢者、障がい者(児)への虐待に対する見守りネットワークを築き、関係者による見守り、声かけを実施しているほか、個別に見守りが必要な人への定期的な訪問活動を行っています。
- 民間事業者と協定を締結し、配達などの業務を通じて異変に気付いたときの連絡体制を構築するとともに、事業委託による緊急通報、見守り体制の整備を行っています。
- こうした活動や取組において、個人情報の取り扱いの壁や、本人が関わりを拒否するケースもあるため、関係者との連携・協力を得ながら、アプローチの仕方を検討していく必要があります。
- サービスを利用したい人が増えている一方、提供する側の人材が不足しており、互助活動の活性化に向けて担い手の養成・確保を図っていく必要があります。

施策・取組



取組	担当
民生児童委員による支援	健康福祉課 社会福祉協議会
放課後児童クラブ	健康福祉課
子育て支援センター事業(設置検討中)	健康福祉課
緊急通報システム	健康福祉課
認知症サポーター養成講座	健康福祉課
企業等と山形県との「見守り協定」 山形新聞、山形県LPガス協会、日本郵便、ヤマト運輸、 生活協同組合共立社、生活クラブやまがた生活協同組合、 山形県ヤクルト協会	健康福祉課
高齢者見守り支援事業	健康福祉課

村民等に期待する役割



村 民	○隣近所での声掛けを行います。 ○自分ができるところを考え、実践に向けて動きます。 ○地域の状況や困りごとなど、いろいろな場面で話し合います。
地 域	○地域としてできる見守り支援について検討してみます。

◆施策(3) 相談・支援体制の強化

村や関係機関と連携して実施している相談支援事業をより利用しやすいものにすべく、取り組んでいきます。

①子ども・子育ての相談・支援

取 組	担当課等
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課
妊産婦訪問事業 乳児全戸訪問事業	
子育て支援センター事業(設置検討中)	
要支援家庭の早期発見・支援	健康福祉課 教育委員会
ひとり親家庭への支援	
乳幼児健診事業	健康福祉課
母子手帳交付	
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課 教育委員会

②学校における相談・支援

取 組	担当課等
いじめ防止対策	教育委員会
不登校児童生徒への対応	
いのちの教育・心の教育の充実	
教育相談活動の充実	
発達相談支援	

③生活困窮者に対する相談・支援

生活困窮者自立相談支援や生活保護等の関係機関と連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。

取組	担当
生活困窮者自立支援事業	生活自立支援センター 健康福祉課 社会福祉協議会
生活困窮者等への支援(生活保護等)	最上総合支庁 健康福祉課 社会福祉協議会
生活困窮者自立支援会議	全庁、関係機関

④高齢者に対する相談・支援

高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。

取組	担当
高齢者やその家族に関する相談	健康福祉課
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター

⑤障がい者に対する相談・支援

相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。

取組	担当
身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の配置	健康福祉課
障がい者の就業・生活支援に関する相談	最上障害者就業・生活支援センター 健康福祉課
地域生活支援拠点等の整備	健康福祉課
精神障がい者・家族への個別支援	
障がい者差別解消推進	

⑥健康相談・心の健康相談

健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保するとともに、必要な場合は早急に訪問等ができる体制を取ります。

取組	担当課等
健康に関する相談	健康福祉課
心の健康に関する相談	
家庭訪問	

⑦各種相談

身近な消費生活や法的トラブル、行政や人権についての相談に応じます。

取組	担当課等
消費生活相談	県消費生活センター 産業振興課
法律相談	県社会福祉協議会 社会福祉協議会
行政相談	住民税務課
人権相談	住民税務課 新庄人権擁護委員協議会



◆施策（1）包括的支援体制の強化

現状と課題



- それぞれの福祉分野で包括的な支援体制づくりが進められており、今後さらに体制を強化し、各分野の連携を強化していきます。
- 子ども・子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者等、各分野における相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない、丸ごと相談・支援できる相談支援体制を築いていく必要があります。

施策・取組



取組・事業名	担当課等
生活支援体制整備事業	健康福祉課 地域包括支援センター
地域包括ケアシステム事業	健康福祉課
すこやか・安心地域づくり推進事業	
民生児童委員による支援	健康福祉課 社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業	生活自立支援センター 健康福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援拠点等の整備(圏域設置)	健康福祉課
地域包括支援センター	
子育て世代包括支援センター事業	
子育て支援センター事業(設置検討中)	健康福祉課
虐待防止の取組	健康福祉課

◆施策（2）利用しやすい相談体制

現状と課題



- 村の相談支援体制についても、今後強化が必要であり、悩みや困りごとについて気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の充実や周知に努めます。
- 困りごとや相談内容が複雑化・複合化してきており、課題を抱えた人に対しワンストップで受け止め、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな支援・サービスにつなげていくことができる包括的で継続的な支援体制づくりを進めていく必要があります。
- 村内だけでは解決できない問題を多機関の協働により対応していきます。解決困難な課題や専門的な相談について、関係課及び外部の関係機関が迅速に集結して連携を図り、なんでも相談・支援できる体制づくりをめざします。
- 地区に出向き直接対話を行うことも重要です。現在も健康相談(保健師等)や介護相談(地域包括支援センター)や認定調査で在宅に赴き、相談等にあたっています。外出できない方限定で実施されますが、今後は、各種相談支援についても地区に出向いて実施できるような取り組みを検討していきます。
- 村の面積が大きく、地区も広範に点在していることから、地区への巡回相談等も検討が必要です。

施策・取組



①地区に出向き直接対話・相談・支援

取組	担当
地区に出向いての説明会、講座等	全庁
地区に出向いての調査・相談・支援	全庁
地区座談会	全庁
心配ごと相談所の設置や巡回相談の実施検討	社会福祉協議会

②なんでも相談・支援できる体制づくり

取組・事業名	担当課等
多機関の協働による相談・支援	健康福祉課 関係各課 関係機関
全庁的な総合相談支援体制の整備 ワンストップで相談が可能な体制づくり	全庁

◆施策（3）連携による課題解決

①コーディネート機能の強化

地域における支援ニーズを把握し、既存の地域資源の活用や新たな資源を掘り起こしながら、地域ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを行います。

取 組	担 当
生活支援体制整備事業	健康福祉課 地域包括支援センター
心配ごと相談所	社会福祉協議会

②地域連携ネットワークの構築

保健、福祉、医療、教育、雇用、法律などの多様な分野の関係機関・団体や様々な専門職による連携ネットワークを構築し、地域における福祉課題の共通理解を図るとともに、本人や家族などの状況に応じた包括的できめ細かな支援につなげます。

取 組	担 当
保小連携、小中連携	健康福祉課 教育委員会
生活支援体制整備推進協議会	健康福祉課 社会福祉協議会
地域ケア個別会議・推進会議	健康福祉課 地域包括支援センター
在宅医療・介護連携協議会	健康福祉課

村民等に期待する役割



村 民	<ul style="list-style-type: none"> ○家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談します。 ○困った時に相談できる人や相談窓口を見つけておきます。 ○知り合いや隣近所に困りごとを抱えている人がいたら、信頼できる人や相談窓口相談するよう促します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動を通じて困りごとを抱える人がいた場合は、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげます。 ○行政や関係機関・他団体との関わりをもち、情報交換や意見交換を行う場に積極的に参加します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の普及啓発

地域福祉は、大蔵村で生活を営む地域住民が中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの村民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページなどを活用し、村民への周知を図るとともに、民生児童委員などに具体的な活動事例などを紹介しながら、理解と協力を求めていきます。

2. 協働による計画の推進

本計画を推進していくために、村民・地域組織、福祉サービス事業者、社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取り組みを認識し、施策を展開する中で連携し、協働して進めます。

(1) 村民・地域の役割

村民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一員であることの自覚を持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。

また、思いやりあふれる地域コミュニティを築くために最も大切なことは、「与えられる福祉」ではなく、「地域のみんなでつくりあげていく福祉」を実現することです。地域のすべての村民が分かち合い、認め合い、助け合うことが、地域福祉推進の力をつくりだします。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、村民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

3. 地域福祉の推進体制

(1) 社会福祉協議会との連携

村民、事業者、村などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められることから、行政と社会福祉協議会との連携を強化していきます。また、その連携の一環として、社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」の策定について支援します。

(2) 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進していくためには、地域の村民一人ひとりが地域の福祉を意識することが重要です。「村民一人ひとりの取り組み」、「村民同士の取り組み」、「事業者等の取り組み」の3つの取り組みが、「みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会」の実現につながります。その実現に向けて、社会福祉協議会が社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図り、行政においてはその推進体制を支援し、施策の全体的な推進を図ります。

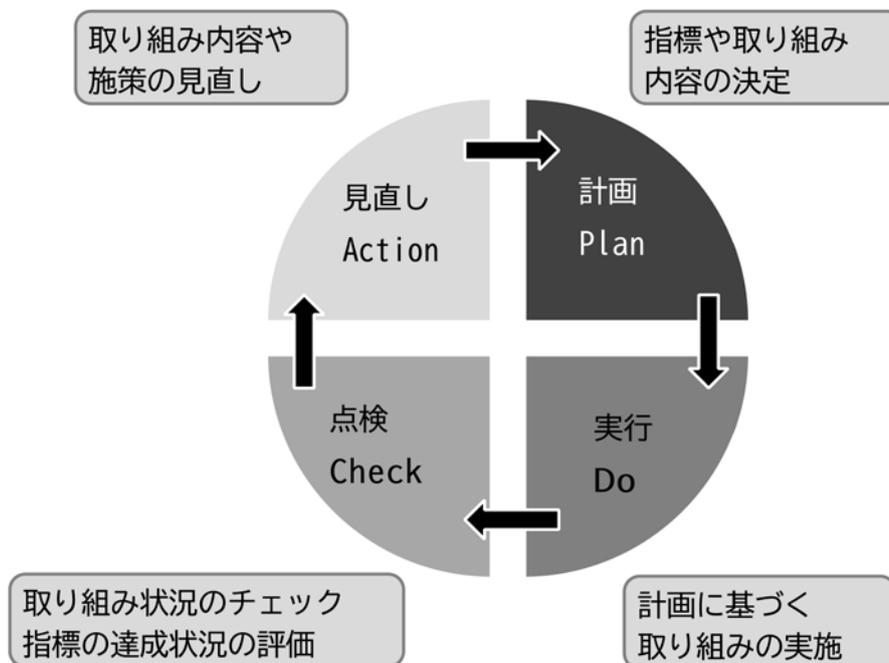
4. 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくためには、村民の主体的な活動が重要となります。本計画の策定にあたり、アンケート調査により実態把握を行いました。今後も村民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する村民の意識や活動実態、感染症の拡大による地域生活課題への影響などの把握に努めます。

また、今後の進行管理に向けては、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、村民の声を反映して検証するとともに、新型コロナウイルス感染症を含めた社会情勢に合わせながら柔軟に進めていきます。

さらに、庁内の関係課や社会福祉協議会とともに、本計画について、調査、分析及び評価を実施していきます。

P D C Aサイクルにより、本計画に掲げた施策の進捗状況や取り組みによる成果、推進上の課題を定期的に点検・評価するとともに、より効果的な取り組みを推進するため、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。



資料編

1. 計画の策定経過

年月日	経過
令和3年 7月20日 ～ 8月12日	地域福祉に関するアンケート調査
11月24日	第1回地域福祉計画策定委員会
12月13日 ～12月17日	パブリックコメント
令和4年 1月 5日	第2回地域福祉計画策定委員会

2. 大蔵村地域福祉計画策定委員会名簿

	所属名	氏名	備考
1	大蔵村民生児童委員協議会 会長	門脇邦義	
2	大蔵村社会福祉協議会 会長	小屋重紀	副委員長
3	大蔵村老人クラブ連合会 会長	齋藤義廣	
4	大蔵村身体障害者福祉協会 会長	國分俊子	
5	大蔵村議会総務文教常任委員長	長南正一	委員長
6	特別養護老人ホーム翠明荘 荘長	信田春夫	
7	大蔵村診療所 所長	荒川光昭	
8	大蔵村保育所 所長	小内仁美	

3. 大蔵村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(令和3年11月12日要綱第94号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき大蔵村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定を行うため、大蔵村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 民生委員・児童委員の代表
- (4) 地域住民組織の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、村長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会員は、村職員のうちから村長が任命する。

3 部会は村長が招集し、委員会に付する事案について協議するものとする。

(事務局)

第9条 委員会及び部会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

大蔵村地域福祉計画

令和4年3月策定

発行者 大蔵村健康福祉課

住 所 〒996-0212 大蔵村清水 2528 番地

TEL 0233-75-2111(代表)

FAX 0233-75-2231